

參考資料

參考資料

参考資料 1 飲料用ワンウエー容器に対する強制デポジット制導入を巡る議論

2001 年における飲料容器に対する強制デポジット制導入を巡る政府及び産業界の議論を、ドイツ国内のメディア報道から拾い上げたものを、報道時期の順序で次に取り上げる。

ドイツ産業連盟の Henkel 会長、強制デポジット制の導入に反対

使い捨て飲料容器の強制デポジット制導入に対し、ドイツ産業連盟 (BDI) の Henkel 会長は批判を強めている。Henkel 会長は独紙 "Leipziger Volkszeitung" に対し、使用済み包装材の量は産業界の努力によって劇的に減っていると語った。同会長によると、使い捨て飲料容器の消費量は 1991 年の 760 万トンから 1997 年には 630 万トンに減少した。同様に 1991 年にリサイクルされた使い捨て飲料容器は 92 万トンだったが、1997 年には約 540 万トンに増加しているとした。一方、強制デポジット制の導入を求めるトリッテン連邦環境相は同じく "Leipziger Volkszeitung" 紙に対して、産業界が 1991 年の包装材政令で規定されている割当量を遵守していないため缶容器の消費量は増え続けていると反論。ビール業界の景気が停滞しているにも関わらず、缶ビールの出荷量は 1999 年、1.83 億本にも増えたと述べた。_

UMWELT 2001.01.11

連邦環境省、強制デポジット制の導入コストを上方修正

使い捨て飲料容器に対する強制デポジット制の負担コストは従来の試算より高くなりそうだ。トリッテン連邦環境相は昨秋、強制デポジット制の導入による費用を 6~9 億マルクとしていたが、全国に設置する自動回収機 70,000 台に対する投資だけでも 17.5 億マルクになることが明らかとなった。これを受け環境省は従来の試算を上方修正、場合によっては最大で 70 億マルクになるとしている。一方、経済省は負担額を最低でも 30 億マルクと見積もっている_

UMWELT 2001.01.11

BVSE、ワイン瓶に対する強制デポジットに反対

二次資源再生・廃棄物処理事業者連盟 (BVSE) の Cierzon 会長は、2005 年に予定されているワイン瓶に対するデポジット制度を「ドイツのリサイクルシステムを崩壊させる危険性がある。」とし、批判した。同会長は、ドイツの空き瓶回収率は 90%を上回り、8 割以上が再利用に回されていると述べ、世界でもトップクラスの水準であることを強調した。さらに、現行のリサイクルシステムは環境および経済面から見ても長所が多いとした。

特にワイン瓶はほぼ 100%回収されており、強制デポジットの対象から外すことを要求していた。 _

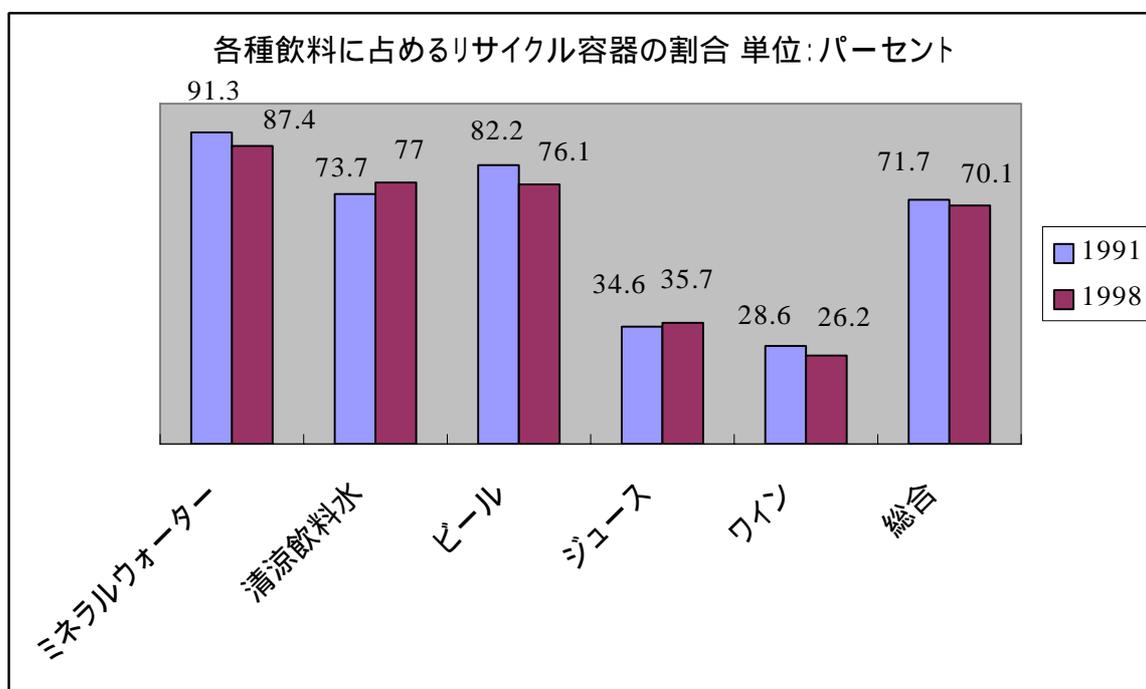
UMWELT 2001.02.01

飲料容器メーカー、使い捨て容器は今後も増える

使い捨て飲料容器のデポジット制度導入に対して、飲料容器製造業界では使い捨て容器の比率は増えるとする見方が支配的だ。ドイツ唯一のブリキメーカーで有力包装材メーカーである **Rasselstein Hoesch** は、デポジット制度の導入がブリキに与える影響はまだ明らかでないが、強制デポジット制の導入で使い捨て飲料容器の割合は増えると考えている。ドイツでは飲料容器缶の 9 割がブリキ缶。残る 1 割がアルミニウム缶となっている。国内の飲料容器缶の販売個数は昨年約 69 億本。 **Schmalbach-Lubeka** はその内、約 30 億本を生産している。飲料容器缶および PET ボトルメーカーの **Schmalbach-Lubeka** も、強制デポジット制により、使い捨て飲料容器の割合は増大すると考えている。同社は、使い捨て飲料容器にデポジット制を導入したスウェーデンでは、使い捨て飲料容器の割合が増えたとしている。また、包装容器の市場調査機関である **GVM** が昨年末発表した調査結果によると、将来的に企業は回収コストを抑えるため使い捨て飲料容器の割合を増やす傾向にある。 _

UMWELT 2001.02.22

各種飲料に占めるリサイクル容器の割合／1991・1998 年



UMWELT 2001.02.22

使い捨て飲料容器のデポジット制、年間コストは 15 億マルク

独コンサルティング大手 **Roland Berger** の調査によると、使い捨て飲料容器に対するデポジット制の導入で、国民が被るコスト負担は年約 15 億マルクに達する。これは、現行のグリーンナー・プンクトによる回収コストのほぼ 3 倍。さらに、約 50,000 の飲料販売店が自動回収機を少なくとも 1 台設置する必要がある。また、キオスク、ガソリンスタンド、軽食スタンドなど 50,000 店でも、回収サービスを実施することになると予測している。これらの回収システムを構築するための費用は 26 億マルク。さらに、消費者に返還するデポジットの総額は導入後数週間で 7 億マルクにもなると見積もっている。さらに調査では、使い捨て飲料容器のデポジット料金は、商品価値と比べ高額なため、使い捨て飲料容器の流通に拍車をかけることになると指摘している。また、デポジット制度の導入後、飲料容器のリサイクル率は現在の 67%から 61%に後退すると試算している。 _

UMWELT 2001.02.22

使い捨て飲料容器のデポジット制度、過半数の国民が賛成

ハンブルクの世論調査機関 **Ipsos** が実施した調査によると、政府が先日発表した、使い捨て飲料容器のデポジット制度導入に対して、54%の国民が「賛成」、30%が「反対」と答えている。使い捨て飲料容器に対するデポジット制導入には、小売店業界や使い捨て飲料容器メーカーが猛反発している。スーパーマーケット業界では、新たな回収システムを構築するためのコストを 30~40 億マルクと見積もっている。また、コストは価格に転換され、結局に消費者にしわ寄せが来るとしている。ドイツの包装材ゴミ量は年間約 1,400 万トン。その内、250 万トンが飲料容器。 _

UMWELT 2001.02.22

政府、来年から使い捨て飲料容器に対するデポジット制度を導入

トリッテン連邦環境相ならびに **Mueller** 連邦経済相は 31 日、来年から使い捨て飲料ビンおよび缶容器に強制デポジット制度を導入すると発表した。この発表に対して、経済界からは批判の声が上がっているが、環境団体は歓迎の声明を出した。包装材政令改定案によると、使い捨てのガラス、プラスチック製ビン容器と 1.5 リットル以上の大型ビン容器に対するデポジット料金は、それぞれ 25 セント (50 ペニヒ)、50 セント (1 マルク)。ワインおよび発泡酒のビンは強制デポジット制度の対象外となる。**Mueller** 経済相は、自動回収機の設置費用に 20 億マルク、また回収コストを年 2.5 億マルクと試算している。デポジット制度が導入された場合、使い捨て容器を使った飲料商品の販売価格は、約 2 ペニヒ上昇すると予想されている。 _

UMWELT 2001.02.22

ドイツ流通業界、飲料容器の強制デポジット導入に抗議

ドイツ流通業界の代表は 23 日、Mueller 連邦経済相に公開書簡を送り、飲料容器に対する強制デポジットの導入計画に抗議した。書簡には Aldi、Tengelmann、Metro など流通大手企業が連名で署名した。業界は、閣議決定する前にデポジットの導入の適法性とその影響を再考するよう求めている。その理由として、デポジット制度の導入によって流通業界と食品工業界の利益が失われることと、それが実際に環境にやさしい措置であるか疑問との二点を挙げている。また製造、販売業界、ゴミ処理業界は過去 10 年間包装材の削減と再利用に努めて来た。ドイツ産業界はリサイクル機構であるデュアル・システムに対してだけでもこれまでに 400 億ユーロ以上の資金を投入してきた、と訴えている。書簡の趣旨には、Rewe、Lidl & Schwarz、Globus、Spar、Edeka、AVA などのスーパー大手も賛同している、としている。 _

UMWELT 2001.04.09

使い捨て容器への強制デポジット、閣議決定

連邦政府は 2 日、缶やワンウェイ瓶など使い捨て容器に 2002 年から強制的にデポジットを課す政令案を閣議決定した。課金額は 0.25 ユーロ（約 50 ペニヒ）、容量が 1.5 リットル以上の場合は 0.50 ユーロ（約 1 マルク）。ワイン瓶と紙パックには適用されない。ドイツでは循環経済法の規定に基づき、リターナブル容器の利用比率が 2 年連続 72%を下回った場合、強制デポジットを導入するとされているが、1998 年と 1999 年は共にこの基準に達しなかったため、政府は政令改定に踏み切った。施行されると、関係業者は使い捨て容器の自動回収機をスーパーなどに設置しなければならなくなる。環境省と経済省の試算によると、必要経費は 20 億マルク。流通業者や製造業者の間には、設置費用が商品価格に転嫁され、消費者の負担が増えると批判する声もあるが、トリティン環境相（緑の党）は、コスト増の幅は容器 1 ケ当り 1.84 ペニヒで値上げにはつながらない、としている。同政令の成立には連邦参議院の承認が必要。

SC 2001.05.07

包装材政令改正案、連邦議会を通過

缶やワンウェイ瓶など使い捨て容器に 2002 年から強制的にデポジットを課すことを骨子とした包装材政令改正案が 18 日、連邦議会で可決された。今後は論議の場を州の代表機関である連邦参議院に移すことになるが、トリッティン連邦環境相（緑の党）は参院での可決を確実視している。一方、改正案に反対するドイツ小売団体連合会（BDH）のフランツェン会長は、参院では反対意見の方が優勢と発言、法案は最終的に成立しないとの見通しを示した。

SC 2001.05.28

飲料容器に占めるリターナブル容器と使い捨て容器の割合 (単位：%)

	1992年	1996年	2000年	2005年(予測)	
				強制デポジット制なし	強制デポジット制
リターナブル容器	73.5	72.2	66.6	63.7	61.2
使い捨て容器	26.5	27.8	33.4	36.3	38.8

UMWELT 2001.06.07

強制デポジット制度、連邦議会を通過

トリッテン連邦環境相（緑の党）による強制デポジット制度を盛り込んだ包装材政令の改正法案が5月18日、連邦議会でも可決された。今後は連邦参議院での承認を待つことになるが、トリッテン環境相は参院でも改正案は可決されると見ている。一方、各州政府では改正案をめぐる紛糾が続いている。ドイツ小売業連合会のフランツェン会長は、改正案は参院では承認されないだろうとしている。改定包装材政令は年明けから、使い捨て缶・ビン入り飲料容器に対して0,25ユーロの強制デポジットを課すものだが、リターナブル容器の割合を低下させるとして産業界などから批判の声が上がっている。

UMWELT 2001.06.07

ドイツの強制デポジット制、EU加盟国から反対の声

ドイツが導入を計画している使い捨て飲料容器の強制デポジット制に対し、EU加盟国から反対の声が上がっている。環境省のSchroeren報道官はフランス、オーストリア、ルクセンブルグの3カ国が欧州委員会に対しドイツの強制デポジット制導入に反対する立場を明らかにしたことを公式に確認したうえで、「包装容器例の改案を妨げることはできない」と述べた。同制度に反対するCDUのWittlich議員は14日、3カ国による反対に言及し、同システム導入が難航する可能性を示した。 _

UMWELT 2001.06.28

ノルトライン・ヴェストファーレン州、強制デポジット制の決議延期を提議

強制デポジット制の導入に反対するノルトライン・ヴェストファーレン州政府は19日、22日に予定されていた連邦参議院での改令案に関する決議を来月13日に延期するよう提議した。延期期間中に連邦政府、各州政府および産業界とさらに交渉を進めて行く意向だ。 _

UMWELT 2001.06.28

連邦参議院、包装容器政令の改案決議を延期

連邦参議院はノルトライン・ヴェストファーレン州政府の要求に応じ、22日に予定されて

いた強制デポジット制の導入を盛り込んだ包装容器政令の改案決議を、6月13日に延期することを決定した。包装容器例の改案にはノルトライン・ヴェストファーレン州のほか、バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ザクセン、ヘッセン、ラインラント・プファルツの各州政府も反対の立場を明らかにしており、その他の州も改正案の見直しを求めている。ドイツ小売団体連合会（BDH）は「決議延期は、ほとんどの州が強制デポジット制を望んでいないことの象徴」とコメントしている。これに対し、トリッテン連邦環境相は「決議延期は強制デポジット制導入の反対勢力による反動」としながらも、「改正案が承認されることを確信している。」と述べた。_

UMWELT 2001.06.28

トリッティン環境相の強制デポジット、連邦参議院で否決

連邦参議院は13日、トリッティン連邦環境相（緑の党）が作成し5月に連邦議会を通過した包装材政令改正案を否決、代わりにヘッセン、バイエルン、ラインラント・プファルツの3州が提出した動議を可決した。現行規則では、ビールやミネラルウォーターなどのリターナブル容器の比率が72%を2年連続下回った場合、当該品目のみを対象に強制デポジットを適用するとしているのに対し、環境相案は対象範囲を缶とワンウェイ瓶の全てに広げるとしていた。一方、3州の対案は、◇リターナブル容器と紙パックに充填された飲料の総量が2年連続245億リットルを割り込んだ場合、飲料業界、流通・小売業界は違約金を払う、◇関連業界はリターナブル容器の利用を呼びかける広告とゴミの回収に年2億5,000万マルクを支出する、と規定している。_環境相の改正案が否決されたことで、連邦政府は現行政令に基づく強制デポジットを発動するか、連邦参議院の議決を採用するかを選択しなければならなくなった。_

UMWELT 2001.07.19

トリッティン環境相の強制デポジット、連邦参議院で否決

連邦参議院は13日、トリッティン連邦環境相（緑の党）が提出し5月に連邦議会を通過した包装材政令改正案を否決、代わりにヘッセン、バイエルン、ラインラント・プファルツの3州が提出した動議を可決した。現行規則では、ビールやミネラルウォーターなどのリターナブル容器の比率が72%を2年連続下回った場合、当該製品のみを対象に強制デポジットを適用するとしているのに対し、環境相案は対象範囲をすべての飲料缶とワンウェイ瓶に広げるとしていた。一方、3州の対案は、◇リターナブル容器と紙パックを使う飲料の総量が2年連続245億リットルを割り込んだ場合、飲料製造、流通・小売業界は違約金を払う、◇関連業界はリターナブル容器の利用を呼びかける広告とゴミの回収に年2億5,000万マルクを支出する、と規定している。_環境相の改正案が否決されたことで、連邦政府は現行政令に基づく強制デポジットを発動するか、連邦参議院の議決を採用するかを選択しなければならなくなった。_<SC12715>_

SC 2001.07.23

強制デポジットの適用延期

ワンウェイ容器に2002年3月半ばから強制デポジットを導入するというトリッティン連邦環境相（緑の党）の計画は、差し当たり延期されることになった。リターナブル容器の利用比率について実施した検証調査の結果を連邦政府が9月半ばに公表することについて民間企業16社が異議を申し立てている係争で、ベルリン高等行政裁判所は10日、調査の公表の仮差し止めを命じる判決を下した。第1審のベルリン行政裁判所は原告企業の申請を却下していた。調査結果が公表されると現行の包装容器政令に基づき、その半年後に強制デポジットが発効することから、裁判官は「既成事実が作られることを防ぐために」仮差し止めを決めたと言明、最終判決を先取りする決定ではないことを強調した。連邦環境省が判決後に発表したコメントによると、「環境相は近日中に調査結果を公表できると楽観している」という。

SC 2001.09.17

(報道資料翻訳：FBC ビジネスコンサルティング)

参考資料 2 DSDを巡る議論の動向

2001年におけるDSDを巡る様々な議論とDSD自身の動向を、ドイツ国内のメディア報道から拾い上げたものを、報道時期の順序で次に取り上げる。

グリーンネ・プンクトをめぐる対立が激化

政令に基づいて包装材の回収とリサイクルを手がける独デュアル・システム社（DSD）と同システムを利用しないとする会社の争いが激化している。ドイツでは1991年に施行された「包装材政令」により、包装材を出す企業にその回収と再処理を義務づけた。生産者や流通業者は自ら回収するか、DSDにライセンス料を支払いこの業務を委託することになっている。委託した業者はDSDにライセンス料を支払った印として、包装材に「グリーンネ・プンクト（緑のマーク）」を表示する。しかし、「回収・リサイクルをDSD以外の業者に委託するのでライセンス料は支払わないが、グリーンネ・プンクトの表示は今後も継続する」とする企業が現れた。これらの企業はDSDの独占体制を非難、EU（欧州）委員会に提訴した。DSDのブリュック社長が有力日刊紙“Frankfurter Allgemeine”に語ったところによると、同委員会が提訴を認める公算が高くなっている。DSDは委員会の決定次第では訴訟も辞さないとの立場を示している。

SC 2001.04.23

独デュアルシステム社、EU競争法に抵触

EU（欧州）委員会は20日、政令に基づいて包装材の回収とリサイクルを手がける独デュアル・システム社（DSD）の事業が競争法に抵触するとの判断を示した。DSDは生産者や流通業者が回収手数料を支払った印として「グリーンネ・プンクト（緑のマーク）」を表示するシステムを導入している。しかし、「他の業者に回収を委託するので手数料を支払わない。しかし、グリーンネ・プンクトの表示は今後も続ける」とする企業が現われ、係争となっていた。同委員会は、包装材の一部を自ら、ないし第3の業者に委託して回収する企業からもライセンス料を一律徴収するのは市場支配的な立場の濫用と認定。DSDはグリーンネ・プンクトを使用する企業にライセンス料を強制できない、とした。これに対しDSDは「商標権の侵害だ」と反発。欧州司法裁判所に提訴する構えを見せている。

SC 2001.04.30

DSD、環境資源バランスシートを公表

Duale System Deutschland（DSD）のBrueck社長は2日、使い捨て缶・ビン入り飲料容器に対する強制デポジット制度が導入された場合、緑のマークのライセンス収入は1/8減少すると見込んでいることを明らかにした。減収幅は年間で5.5億マルクに上るため、検討し

ていたライセンス料の引き下げは事実上不可能になると述べた。また、DSD は先日、発足以来初となる"環境資源バランスシート"を公表した。それによると、昨年再利用されたプラスチック系包装材は 589,000 トンで、熱量換算にして約 200 億メガジュールを節約したことになる。また、再利用で得られた電力は、ドイツ国内の全携帯電話 4,800 万台を 12 年以上稼働できる規模に相当する。さらに節約されたエネルギーはベルリンの全世帯に約 130 日間電力を供給できるという。DSD は、今後さらに環境資源バランスシートを充実させていく意向だ。

UMWELT 2001.05.17

DSD、国民のゴミ分別意識は完全に定着

ドイツでは昨年、緑のマーク制度により約 650 万トンのゴミが回収された。緑のマークを運営する Duale System Deutschland AG (DSD)によると、国民一人あたりが出したガラス、紙、ダンボール、プラスチック、ブリキ、アルミニウムなど包装材ゴミの量は昨年 78 キロ。間違っ て投棄されたゴミを含め分別回収量は 500 グラム以上増えた。DSD の Brueck 社長は「国民のゴミ分別意識は完全に定着している」と語った。また、再利用に回されるゴミの量は約 550 万トンに達し、ガラスが約 270 万トンで最も多い。DSD は昨年、包装材政令が定めた再利用率を達成した。包装材政令ではガラス、紙・ダンボール・ブリキ、プラスチック・ビニール・アルミニウムの再利用率をそれぞれ、75%、70%、60%と定めている。

UMWELT 2001.06.07

DSD、欧州委員会を提訴へ

緑のマークを運営する Duales System Deutschland (DSD)は、ライセンス料の徴収をめぐる欧州委員会を提訴すると発表した。欧州委員会は 4 月、DSD が包装材を実際に回収していない企業から緑のマークのライセンス料を徴収することを禁止した。これらの企業は緑のマークを商品に付けているものの、回収・再処理業務を DSD 以外の事業者へ委託しており、ライセンス料の徴収は不当だとして EU に苦情を申し立てていた。DSD の Brueck 社長は「商標権の利用に対する侵害だ」と欧州委員会による決定を非難。来週中にも欧州裁判所に提訴する意向。 _

UMWELT 2001.07.19

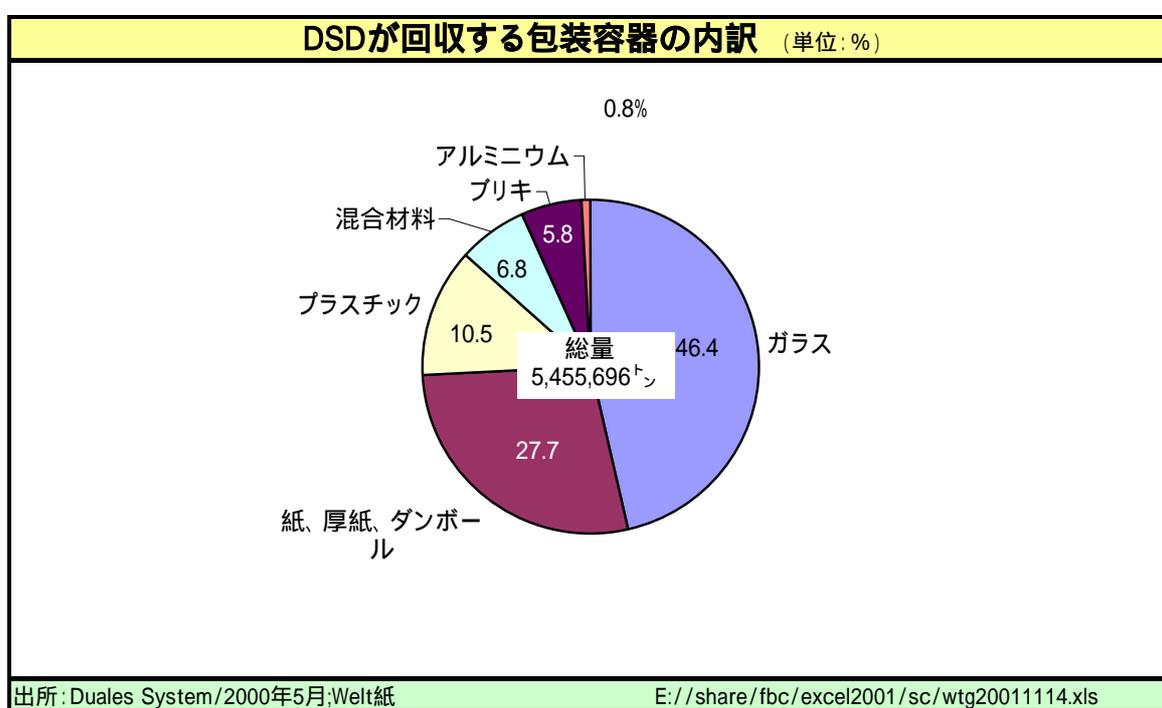
ドラッグストア各社、デュアルシステム脱会か

大手ドラッグストアチェーンの Rossmann と Mueller は包装材の回収機構である Duale System Deutschland AG (DSD) との契約打ち切りを近日中に正式表明する。両社は DSD よりも料金の安い業者に回収を委託する意向だ。 _すでに DSD との解約を決めたドラッグストアの Schlecker と dm は、自社の包装材回収を近く民間処理業者の Belland Vision に委ねる方針を示している。Schlecker と dm の各店舗に回収施設を設置し、Belland が収集

にあたる仕組みを作るといふ。dm は、新しい回収方式を採用することで 150 万マルクの経費を節減できるのに対し、DSD からの脱退に伴う経費は最高でも 10 万マルクに過ぎない、としている。_ただ、DSD を脱退するには包装材政令で定める約 70%以上のリサイクル率を達成しなければならない、Schlecker と dm がこの基準をクリアする見込みもない。DSD 側は、脱退各社の店舗に回収施設を設置しても「消費者は包装材をこの先も DSD の回収施設に投げ入れる」と指摘、DSD が回収した分については料金を請求する考えを示している。

SC 2001.10.08

メトロ、デュアル・システム脱退も



Kaufhof や Real など傘下に持つ小売最大のメトロが、包装材の回収機構であるデュアル・システム (DSD) からの脱退を検討している。きっかけは dm や Schlecker などドラッグストアチェーンがDSDとの契約打ち切りを打ち出したこと。dm と Schlecker は今年9月、民間ごみ処理業者と共同で独自の回収システムを構築することを理由に DSD からの離脱を表明した。だが、DSD を脱退するには包装材政令で定める 70%以上のリサイクル率を達成しなければならない、Schlecker と dm がこの基準をクリアする見込みもない。このため、両社は民間ごみ処理業者が収集した他社のごみを自社のごみにカウントするトリックを使おうとしている。dm と Schlecker の手法がまかり通ると、包装材回収システムは骨抜きになる。メトロはこれらのドラッグストアに制裁を課すべきだとする一方で、連邦政府がこの問題に手を打たなければ DSD から脱退すると牽制している。国内小売売上の 10%を占めるメトロがDSD から抜けると、現行の回収制度は資金的に行き詰まることになる。(「目でみるドイツ

の経済社会」を参照)

SC 2001.11.26

小売大手 9 社、デュアル・システム支持を鮮明に

国内の小売大手 9 社は 27 日、共同声明を発表。包装材政令にもとづいて包装材の回収、リサイクル事業を展開しているデュアル・システム社 (DSD) を今後も支持していく立場を明確にした。共同声明に参加したのは Aldi、AVA、Edeka、Globus、Kaufland、Metro、Rewe、Spar、Tengelmann のスーパー大手。dm や Schlecker などドラッグストアチェーンが民間ごみ処理業者と共同で独自の回収システムを構築することを理由に DSD からの脱退を表明したのを受けて、声明に踏み切った。これらのドラッグストアが民間ごみ処理業者が回収した他社のごみを自社のごみとカウントすることで、政令に定める 70% の回収率を達成するトリックを問題視している。声明は消費者が dm や Schlecker の包装容器を今後も DSD の回収施設に投げ入れると指摘、「自社の包装材をライバル企業や社会全体の負担で回収するのは不当な行為」として非難している。

SC 2001.12.03

デュアル・システムに挑戦状

ドラッグストアチェーンの Rossmann や Schlecker など 7 社はこのほど、包装材の回収・リサイクル市場を独占する独デュアル・システム社 (DSD) に対抗し、「独包装材回収事業連盟 (BSVV)」を設立した。会長に就任したベルツ氏は、「EU (欧州連合) も DSD が独占的地位を悪用しているとみているため、市場の活性化に向けて大きな変化は必ず起こる」とし、「謀反」成功に自信をみせている。BSVV は民間ごみ処理事業者と共同で独自の回収システムを構築することで、コストを DSD の 3 分の 2 に抑える、としている。

SC 2001.12.10

(報道資料翻訳 : FBC ビジネスコンサルティング)

参考資料 3 PSS 関連翻訳資料

 主要な研究レポートの概要 (EXECUTIVE SUMMARY) 翻訳

本調査の 2.「予備的概念整理」で、PSS および PSS におけるリースの活用に関して分析する際の基礎資料とし、3.「事例研究」で取り上げた対象事例候補リスト作成に際して候補事例の抽出に用いた研究レポートのうち、以下の 5 つに関して、概要 (Executive Summary) を翻訳し、参考資料として示す。

A	OECD の EPR ガイドスマニュアル(2000)から抜粋
B	LUND 大学研究者による PSS 実施状況調査 (スウェーデン環境庁委託) (1999)
C	LUND 大学研究者による「PSS フィージビリティスタディ」 (NUTECH 主宰) (2000)
D	民間研究機関 Tellus 研究所「Product Services System」調査 (連邦環境保護庁委託) (1999)
E	民間研究機関 INFORM 「EPR への一歩としてのリース」調査 (連邦環境保護庁委託) (2000)

参考資料 3 A

OECD『EPR ガイドスマニュアル(2000)』でのリース、サービサイジング

「拡大生産者責任 政府向けガイドスマニュアル」第 3 章 手法と措置 (INSTRUMENTS AND MEASURES) より... “リース”、“サービサイジング”に関して抜粋

3.3.4 その他の産業界主体の措置

ここに紹介するイニシアチブは、企業が EPR に類似の目的を達成しようとするときに採用できるものである。公の政策立案者は、本来はこのような政策に責任を持たないが、これらの活動を活性化させる条件作りを助けることができる。措置のひとつが、製品の所有権が終了することのない、リースである。もうひとつが、製品販売からサービスの提供への転換が行われるニューエコノミーにおいて成り立つコンセプトである。

a) リース

リース事業において、生産者は所有権を失わない。リース事業を支持する企業には、これを理由に挙げているところが多い。生産者が所有権を保持し続けているから、自社製品のライフサイクル全体を制御でき、部品の修理や再使用が可能になるからである。ただし、この選択肢は、製品の寿命が極めて短い場合には、実現不可能である。

b) サービサイジング

サービサイジングのコンセプトは、1998 年の EPR ワシントン・ワークショップで議論された。サービサイジングとは、製品製造を起源として発展してきた企業が、サービスの提供に事業を拡大するという概念である (White と Feng, 1998 年)。サービサイジングを開始した企業では、物としての製品を作り続けるが、顧客に対し物を提供するのではなく機能を販売するという新しい事業戦略の一部に過ぎなくなる。実際にサービサイジングでは、寿命の長い製品とリースの保証範囲を広げるだけに留まらず、自らをサービス提供者と定義し直し、機能ベースの費用便益構造を再構築し、「サービスを提供する会社」に変貌する。このように製品からサービスへと進化した例として、化学物質管理プログラムを確立した Olin 社、Castrol 社、Henkel 社、Dow 社が挙げられる。サービス・パッケージは、扉 1 枚当りの塗料あるいはウェーハ 1 枚当りの清掃料などの、1 サービス当り単価が設定されている料金体系となっている。Xerox 社は、コピー機メーカーから「文書管理」会社へと転身し、今やサービスを販売している。Xerox 社は、同社の製品スチュワードシップ・プログラムが製品管理において一段と優れていると考えている。Interface 社のカーペット・リースは、事業者用カーペット・リースに対し提供されるサービスである。サービサイジングのコンセプトは、未来に向けての重要な方向を明示している。

出所 : OECD : *Extended Producer Responsibility – A Guidance Manual for Governments*, 2001

参考資料 3 B
LUND 大学研究者による PSS 実施状況調査 (スウェーデン環境庁委託) (2000)

Executive Summary 概要

生産と消費の両方からの環境への影響を低減する、製品サービスシステムの新しい動向が生じつつある。この報告は、現行の製品サービスシステムの理論的枠組みを構築するためのこれまでの試みを紹介し、この問題の焦点をより精確に絞り込むために製品サービスシステムの原則を明確に概観し、この領域の研究に必要、かつ可能な投資のニーズを判別するための背景として活用する。さらに、事例を多数載せ、広範なタイプの企業を解説することにより、環境政策の様々な方法（製品および製品システムのリサイクルや、カスタマイゼーションおよび複数機能化）の適用を通して達成される、環境へのパフォーマンスの対価に基づく価値の創造を提示する。

調査期間により実施されたプロジェクトの事例から、前述の企業活動がおおむねシステム全体ではなく、製品のライフサイクルの **1** あるいは **2**、**3** のステージを取り上げ、取り組む、限界価値のものであるとわかった。また、製品から製品サービスシステムの販売へと企業の焦点が移行することが、競争に有利とはみなされておらず、実践されてもいなかったことがわかった。**2**つの要因がこのような結果をもたらした。ひとつめは、学術研究レベルでも、製品サービスシステムは未開発であった。もうひとつの理由は、製品サービスシステムの提供への外部からの需要がないことである。最近、環境へのパフォーマンスを改善する目的の企業活動は、法規制や消費者からの、外部からの要求を反映している。企業は、これら外部からの需要により識別された問題だけを解決しようとしている。システムのパラメータおよび条件を改善し、企業に競争力をもたらし、一時的に必要とされる資源をより効率的に配置する、システム・アプローチを用いている企業は皆無である。

製品サービスシステムの適用可能性および実現可能性に関して不透明なのは、主に次の **3**つである。企業の製品サービスシステム導入の準備、消費者の受入準備、環境の側面。既存の調査プロジェクトからは、これら不明な点が明らかにされていない。

この報告の成果の主な事項は以下の通りである。

- 製品サービスシステム導入の経済的側面は、天然資源の消費から経済成長を切り離す理論的可能性、労働生産性や大量消費機会および情報技術の応用より資源生産性を最適化する必要性から発生してきたものである。

- 製品サービスシステムの導入の環境的側面は、ほとんど調査されていない。環境評価に関する調査研究の情報交換が、製品サービスシステムが及ぼす影響の特徴を明らかにするシステム・アプローチに開始されたばかりで、そのような評価と政策策定の間に関連付けはなされていない。製品サービスシステムの環境パフォーマンスを表す指標はなく、データ収集システムについてもほとんど何もしなされていない。そのリバウンド効果が製品サービスシステムにも本来備わっているし、ケース to ケースに基づくことによるのみ評価できる。
- 製品販売から製品サービスシステム提供へと移行した結果として、社会的側面が出てくる。サービスは、通常、製造より労働集約的であるため、雇用を提供し、顧客を満足させるようにカスタマイズした製品サービスシステムを開発する機会がある。製品サービスシステムは、消費者に購買決定に環境への配慮を促すことにより製品のライフサイクルの各ステージに変化を及ぼすことができるように、および環境全体に及ぼす影響を極小化するための消費者自身の消費パターンを変えることができるように、消費者を後押しできる。

しかしながら、これらの成果から新しい製品サービスシステムを設計するときに、適切な社会構造が求められるということが明らかになった。社会構造には、インフラストラクチャ、人材配置構造、組織構造があり、これらは製品サービスシステムの構築および機能を効果的にする上で必要である。

参考資料 3 C

LUND 大学研究者による「PSS フィージビリティスタディ」(NUTEC 主宰)
(2000)

Oksana Mont, "Introducing and developing a Product-Service System (PSS) concept in Sweden", 2001:6

『スウェーデンにおける製品サービスシステム (PSS) コンセプトの導入と開発』

Executive Summary 概要

事業チャレンジは、今日、一段と数字を出すこと、それも早急に出すことを求められるようになりつつある。企業以来の製品、市場の垣根を越えて拡大する企業が多いなか、他の生産者に機能を支援する、新しい提携の創造あるいはアウトソーシングを行う企業もある。この調査研究で分析する製品サービスシステム (PSS) のコンセプトは、企業の競争力を向上させる潜在性があり、新しい事業機会をもたらす。企業に新しいプロフィット・センター発見すること、顧客とより親密で長期的な関係を築くこと、設計段階に販売および使用段階のフィードバックを組織化すること、一企業の範囲から、顧客に機能を提供する協力企業チェーンに拡大するシステム・アプローチを適用すること、および、そのシステム設計に環境への配慮を組み込むこと、が可能になる。

この実現可能性調査は、さまざまな産業部門のスウェーデン企業に広く PSS コンセプトを紹介し、事業への PSS コンセプト導入の賛否両論、潜在的便益、予想される問題についての議論の場を設けた。

この実現可能性調査の主な成果は、企業による PSS コンセプト (機能に関する考察) の受入である。主な結論は、PSS コンセプトは、実現可能な事業戦略とみなすことができ、複数の産業セクターに導入可能である。この調査から、PSS コンセプトは、事業の戦略的考察に新しい方法を要求するものであるが、開始の時点で企業内にすでに実践されている方法を活用できることも示された。

この調査は、機能を販売するという発想に比較的通暁しており、また、この分野で潜在的に改善の余地がある、3つの企業グループの見直しを行った。

- 機能性という発想は、ビジネス to ビジネスの相互作用においておおむね公益企業によって展開され、規制がなく、競争が厳しい市場での利益幅の薄さから推進された。

- 様々な種類の化学製品を生産する企業は、他の事業者には化学製品の機能性および化学製品管理サービスを販売することに通暁している。化学製品サービスの提供は、厳しい規制、および顧客に対する化学製品管理の高コストにより推進される。
- 耐久消費財を生産する企業は、PSS コンセプトに通暁している度合いにいくぶん差があるものの、自社製品に PSS コンセプトを応用する可能性を考えている。

これら 3 つの企業グループに PSS コンセプトを導入する 3 つのモデルを開発した。

この調査から、一般的かつ汎用できる PSS を創造することは困難であることがわかった。通常、製品サービスシステムは極めて専門性が高く、製品の特徴、組織構造、関連利害関係者、ネットワーク支援、および実際のインフラストラクチャによって決まる。さらに、製品サービスシステムは、その提供を受ける顧客のタイプによって大きく異なってくると予想される。タイプは、ビジネス to ビジネス、ビジネス to 小売、ビジネス to 顧客がある。

事例のほとんどから、機能性に基づくシステムが新しいビジネス機会を見出す可能性のみに着目して導入されることが確認された。PSS コンセプトに伴う潜在的な環境の改善は、企業が主たる推進力としては活用してない。その理由のひとつに、機能の販売が経済および環境に与える影響の評価がほとんど試みられていないことが挙げられる。明らかなのは、サービスがそれ自体で製品より環境的に優れているのではなく、今後、既存の機能システムおよび新規開発製品サービスシステムが相当の製品より、環境から見るとより適しているということ確実にすることが重要である。

企業が自身で市場化する方法を分析した結果、付加サービスの機能性、顧客リレーションおよび付加価値はほとんど 1 つの方法になると言える。ただし、企業自身による描写と、企業が実際にどこまで実行したかには乖離がある。ビジネス to ビジネスの関係において、機能性販売の事例は稀であり、ビジネス to 顧客の相互作用と呼べる試みも極少数である。既存の試みから、消費財の機能性を代替するシステムを開発することは一層難しく、したがって、この分野には特別な試みが必要であることがわかった。最大の課題は、製品を所有することを止めて、より魅力的な機能の提供を受ける方が、価値があると顧客に認めさせることだと考えられる。製品を所有するよりサービスを購入する方が高位置であると認められる手法および実践が必要である。

実例に基づく、企業による PSS の導入、開発のための実践的方法論の開発が急がれる。実証プロジェクトが、PSS コンセプトの導入を促進し、企業がネットワークやパートナーを見つける助けとなる。所管官庁が、製品販売からサービスの提供への移行を容易にする経済的インセンティブの開発の可能性を精査する支援を行える。所管官庁は、政策レベル

での機能性についての考察を示し、**PSS** コンセプトを支援するための生産者と販売者による耐久消費財の所有権の保有を後押しすることもできる。

参考資料 3 D
民間研究機関 Tellus 研究所「Product Services System」調査
(連邦環境保護庁委託) (1999)

Servicizing the Chemical Supply Chain

By Tellus Institute

概要

サービサイジングー製品からサービスベースの企業 **enterprise** に転換することは、事業者 **firm** が原材料（マテリアル）の投入、一定時間内の処理量（スループット）および生産量を管理する方法の変更に最大の影響を与える。事業者 **firm** を製品製造者に代わってサービスの提供者と再定義することは、形態でなく機能が顧客に付加価値をもたらす源泉であることを意味する。このような転換により脱マテリアル化を実現するためには、サプライヤーと顧客の関係の基本的な再編成が要求される。物である製品の販売量を極大化しようとする、伝統的なインセンティブに代わって、サービサイジングは、その事業からのマテリアル消費の減量により得られた財政的報酬が、サプライヤーと顧客の間で分配される。このパートナーシップのコンセプトを化学製品管理サービスの事例を用いて、自動車業界および電子機器業界で積極的に採用されつつあるアプローチを説明する。化学的効率および化学製品の利用の削減に基づく補償と利益の分配は、固定価格メカニズムに結びついていくことが多く、化学製品管理サービス・モデルの核心である。サービサイジング・モデルが普及し、脱マテリアル化が推進される可能性が高くなると、製品製造者が環境に与える負荷が削減される。

□ はじめに

製造業における製品からサービスを中心に据えた企業への転換、いわゆる「サービサイジング」への転換は、インダストリアル・エコロジー（IE）の理論と実践に、潜在的に深い関連性がある。この 10 年程の間に進行した伝統的な製造事業者の組織変更を振り返ってみると、サービサイジングは、この 20 年間に産業界の組織に起きた最大の変化といえる。広範囲にわたる、伝統的な製品製造に基礎を置く事業者によるサービサイジングへの移行は、萌芽期にあるものも、成熟期にあるものもある。XEROX 社はコピー機メーカーから「ドキュメント・カンパニー」へ、IBM 社はメインフレーム（周辺端末に対しコンピュータ本体）および PC メーカーから情報サービス会社へ、Herman Miller 社は事務備品メーカーから事務備品サービス提供会社へ、Electrolux 社は機器製造者から、事業所クリーニング・サービス事業者へ、Castrol 社の 1 部門が産業用潤滑油販売から産業用潤滑油サービス提供

会社へと転換した。

サービスに基礎を置く事業者へと転換した、その度合い、さらに計画で目指す地点は、事業者によってさまざまである。しかし、サービサイジングへの転換はすべて、萌芽期あるいは成熟期を問わず、部分的あるいは包括的であるかを問わず、共通テーマを持っている。製品自体より製品機能に関連した価値の実現である。産業、商業または最終消費者である顧客は、物である製品（事業用カーペット、コピー機、PC、化学溶剤）にはほとんど関心無く、これら製品からもたらされるサービス（快適さ／美観、ドキュメント再生産、情報処理、金属表面のクリーニング）の方に関心がある。

サービサイジングこの 10 年間の動向を観察し、今後 10～20 年間の展開を想像すると、このがっかりするほど単純なコンセプトは、会社のマテリアル・フロー、選択、管理の見方の大幅な転換の前触れとなっている。価値連鎖図（会社の全商品のコストおよび生産全段階を系統的に示した管理図）のすべての段階におけるサービスの中心的役割についての分析はすでに多数あるが（Dyer 1996、Heskett, Sasser, and Hart 1990、Lewis 1995、Margetta 1998）、サービサイジングとマテリアル使用の関連性については、事業と環境という文脈で識別できるテーマとして極最近になって着目された（Axt 1994、Hinterberger 1994、Meijkamp 1994、Esty and Porter 1998）。製品がサービスを提供する媒介以上のものでない限り、製品の寿命を延ばし、修理・運搬・アップグレード・分解を可能にすることが、報酬が製品の販売量でなく、顧客の満足度に結びついている製造者にとってはスタンダード・プラクティスになると予想される。さらに、サービサイジングが、製品が使用されている間中サービスの最大価値を引き出す場合、生産者の当該製品に対する所有権は継続することを意味する限り、サービサイジングは、近代的な製造業を支える量に基礎を置くインセンティブ構造の転換に貢献すると予想される。

収益性から量を切り離すことで、会社がマテリアルを選択、設計および管理する方法に基本的な転換をもたらす。革新的エンジニアリングやマテリアル選択を通じて製品の寿命を延ばすこと、製品全体を廃棄しないで済む新技術を導入するための柔軟性を確立すること、軽量化と小型化を通じて一段と運搬し易くすること、モジュラー化を通じて修理・解体を容易にすること、これらすべての属性が製品のライフサイクルを通じてマテリアルとエネルギーの投入量の低減を目指すものである。しかし、サービサイジングが産業システムを解体に向かわせる潜在的な推進力とすれば、このビジョンを現実世界に移しかえることは、企業の行動の大きな変化を要求すると予想される。サービサイジングは、経営者に、事業内容、マテリアルの使用方法、または使用をどうして失敗したかを再考し、新しいビジョンに取り組むよう要求する。

サービサイジングは、伝統的なインセンティブ構造「より多くすれば、より多く」から「より少なくすれば、より多く」へと転換することを要求する。これは、通常のアウトソーシングの決定と一見同じ特徴を備えた転換であるが、はるかに深く進行する。今日、アウトソーシングは、企業内での実行が企画された事業活動の長期契約を意味するようになりつつある。最も進化したアウトソーシングの形態は、企業内部の能力および外部との関係性についての基本的定義に関わる (Dunn 1999)。部品製造、施設管理、移動サービスのような事業活動の伝統的アウトソーシングは、この再定義の基準が欠落している。対照的に、重要な機能 (生産工程の薬品塗布など) は、事業者の核となる能力に影響を与えるので、実際上の戦略性が優る。さらに、重要な機能のアウトソーシングは、事業活動を再考し、物である製品のアウトプットからサービス・ベース志向へと事業の焦点を移動させる可能性がある。サービス・ベースの事業における価値は、マテリアル・コンテンツではなく、機能性によって定義される。また、サービス・ベース事業とは、戦略的コンテンツと機能性への転換という 2 つの属性の組み合わせであり、これら属性によりサービサイジングは伝統的アウトソーシングと一線を画するのである。

サービサイジングは、資源効率の最大化を通じて相互の便益を追求する協力者として、販売者と顧客のビジョンを共有し合うことを要求する。経営者は、この新しいインセンティブ構造からの便益を獲得する現実的な方法を見つけようと果敢に取り組んでいる。このような取組みは、情報が豊富な環境も要求する。情報入手に優れる事業者は、顧客が真に望む「機能」、その機能を提供する実際のコストを明確に把握し、最終的に、サービスの提供者と顧客の両方に、一定の品質、調度よいタイミングでサービスを提供する信号を送る情報システムを構築すれば、この両方に経済的報酬をもたらす。これらは、米国の製造業者 3 施設による化学サプライ・チェーンのサービサイジングにおける実験中に得られた教訓である。

サービサイジングは、事業者に必要な 2 つの重要な条件を前提とする。一つ目は、マテリアルの量対機能の比率⁶を高める潜在性である。すなわち、当該機能の提供に使用されるマテリアルの量に比較してマテリアルの機能性が高まる可能性である。二つ目は、マテリアルの生産者がその核となる能力を製品からサービスへと、経済的に実行可能かつ技術的に的確な方法で再生できることである。これら必須条件の 2 つとも、すべての産業に当てはまるわけではない。たとえば、原料生産者は、自動車メーカーよりサービサイジングへの投資機会がかなり少なくなる可能性がある。さらにいえば、製造工程に使用される原料、とりわけ、最終製品の一部とならない原料や、再生利用が可能な原料は、この転換の最前線にあった。化学製品は、このような部類に入る原料のひとつである。化学産業のセグメ

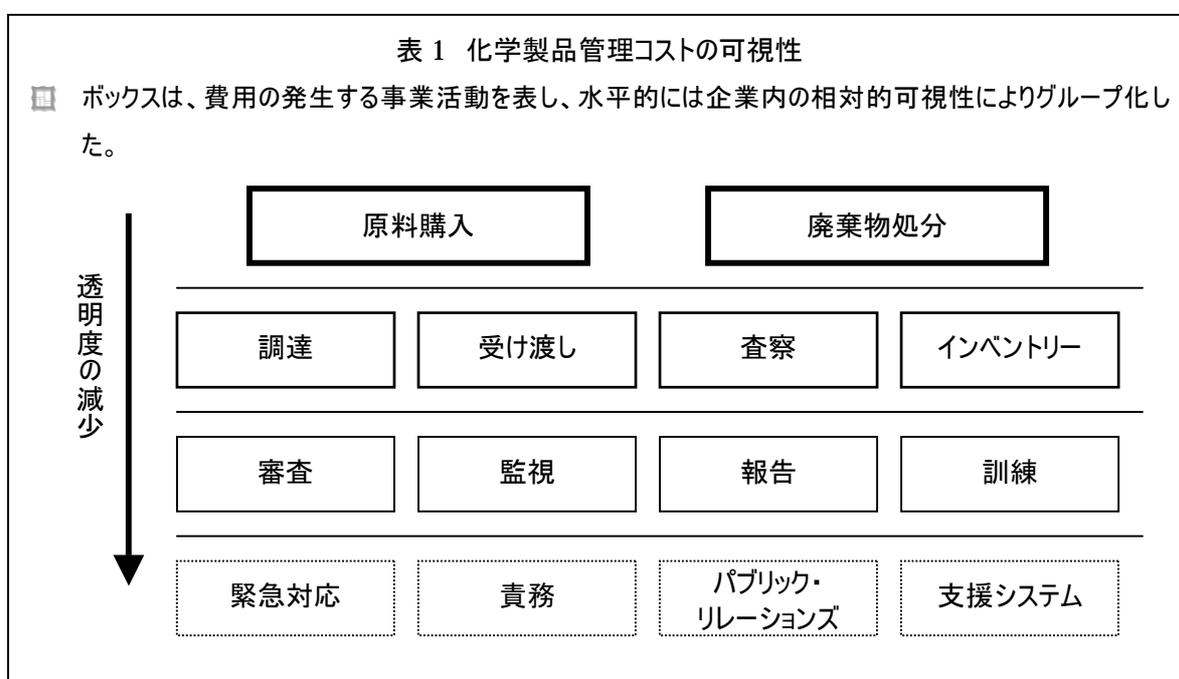
⁶ 「量」は、この報告では、化学製品の量または総量を指す。

ント全部とは言わないまでもその多くが、生産する原料の量対機能比率を高める潜在性を多分に秘めている。これら 2 つの前提条件は、その理解はまだ限定的なものであるが、選ばれた化学製造業者の間で再考案されていると言えるし、同様に重要なこととして、製品を製造する事業にはこれまで存在しなかった、化学製品サービス会社の新種のなかで育成、成長しているといえる。

□ 化学産業におけるサービサイジング

経営者が注意すべき理由

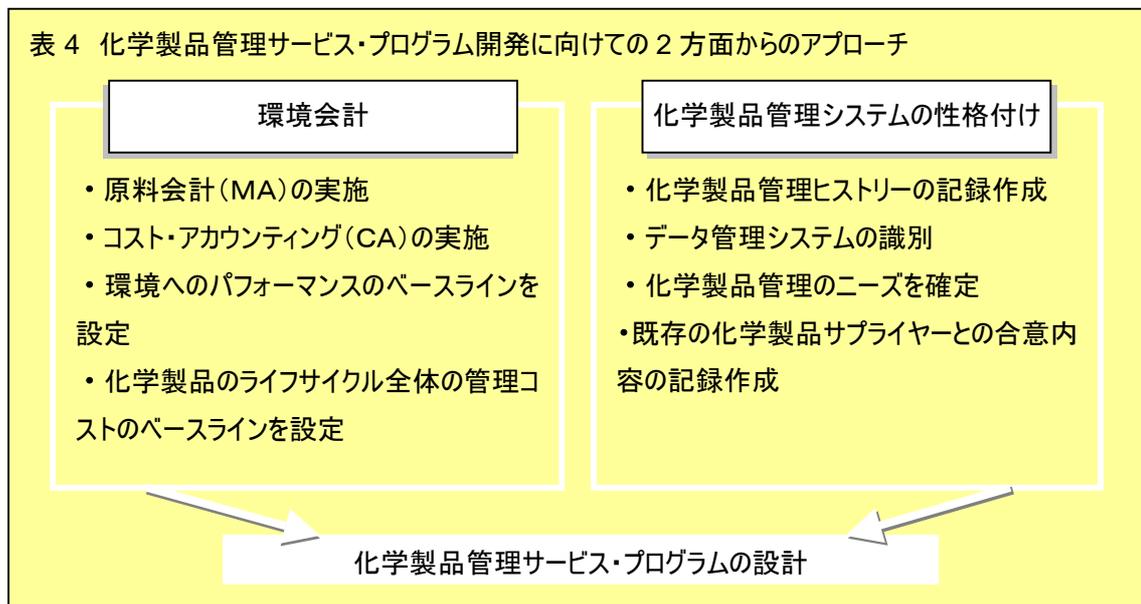
「真の」コストを明らかにする



化学製品管理サービスのコスト管理に重要な、3つのポイント

- ・ 管理の焦点を絞るべき箇所の明確化
- ・ 企業内部における専門知識の蓄積
- ・ バイヤーとサプライヤー間のインセンティブの衝突

表 4 化学製品管理サービス・プログラム開発に向けての 2 方面からのアプローチ



□ まとめ

化学製品管理サービスは、製品の代わりに形態とサービスの機能という発想に根ざしており、いろいろな製造業に発生してきたなかでも注目に値する動向を映す例証である。サービスサイジングは、約 20 年にわたる質の変化に根ざしていることから、インダストリアル・エコロジー (IE) を支持する経営者がどのように経営しているかを表現する機会を増やした。たとえば、製品設計のライフサイクル・アプローチや、生産システムの脱マテリアル化、循環型製造工程である。サービスサイジングは、これらすべてを容易に、それでいて一段と高大にしている。また、企業に、以下の問いを発し、自らの事業についてその本質を再考することを迫る。我々はどのようなビジネスのなかにいるのか？ 我々の顧客が本当に求めているのはなにか？ 顧客のニーズを満たすために最善の組織形態はどのようなものか？

しかし、サービスサイジングにより環境的便益を実現するには、十分以上の心構えが要る。価値連鎖図各段階の参加者のインセンティブを調整するには、具体的なステップが求められる。最終消費者に、思っているより製品自体には価値がなく、機能性に価値があることを理解させる必要がある。衣服のクリーニングや音声によるコミュニケーションが、消費者が本当に求めているものであって、洗濯機や留守番電話ではないことを理解させなければならない。製造者は、将来のグローバル・エコノミーの成功は、物質的インプットへの依存よりも、消費者の嗜好に合った情報を生み出し、受け取り、処理し、実行する能力の方により一層左右されることを理解しなければならない。将来の製品は、製品自体の物質

として属性よりもむしろ、サービスを提供する媒介としての方により価値があると考えられる予想される。さらに、産業へのサプライヤーは、顧客のニーズが急速に変化することに対して敏速に反応する準備をしなければならない。ニーズの変化が急速になればなるほど、物資的内容ではなく情報との結びつきがより密接になっていくからである。

実際、情報は、このようなサービスの転換を円滑に進める潤滑剤である。ということが、化学製品管理サービスの具体的な事例においてわかった。マテリアル計算およびコスト・アカウントティング、インベントリー管理、工程改善情報の継続的な追加のような活動が、化学製品管理サービスサイジングの提供者が化学製品製造の顧客と効果的にパートナーとなることを可能にする作業であるからである。正しいインセンティブを構築し、機能する契約のなかに組み込むことで、サプライヤーと製品メーカー、および製品メーカーと顧客に併存する便益を提供することが、サービスサイジング・モデルを通じて達成できる環境的便益を引き出すためには必須である。

参考資料 3 E
民間研究機関 INFORM「EPR への一步としてのリース」調査
(連邦環境保護庁委託) (2000)

Bette K. Fishbein(INFORM), Leasing: A Step Toward Producer Responsibility

第一部 概要および成果

これまで、製造者の利益は、生産、販売した商品の数量を上げることにかかっていた。これは、企業にマーケットシェアの拡大のみならず、商品の買換え需要を促す設計に経済的インセンティブを与えた。生産者に製品の使用済み後（消費者に廃棄された後）に関心を払わせるようなインセンティブはほとんど働いていなかった。廃棄物処理の責任が政府にあったからである。換言すれば、製品から発生する廃棄物量やリサイクルまたは処分にかかるコストのような要素は、当該製品を生産している企業の損益に算入されていなかったからである。しかしながら、企業は、無駄のより少ない、再使用、再生産および再生利用の可能性がより高い製品を製造することによって製品設計を見直し、素材使用の節減と効率を向上させる能力を持っている。

この報告は、製品を販売するのではなくリースする実態を把握し、とりわけ、廃棄物の発生抑制から原料の循環使用へと移行することにより、資源の生産性向上の位置戦略としてリースを検討する。従来、産業化社会における原料使用のパターンは直線的であった。原料を地球から採取し、製品に製造し、使用した後、処分施設に送る。循環システムは自然界のシステムによく似ている。原料は何回も利用され、1つの用途から出た廃棄物が他の用途の原料となる。その方法は、製品によって異なり、再使用、再生産および再生利用のいずれかによる。

まず、リーシングおよびサービサイジング（物として製品ではなく、製品の機能または製品によって提供するサービスの販売）の基本的概念を解説する。次に、リーシングおよびサービサイジングがさまざまな企業や製品の製品設計を通じて、製品の所有、使用済み後の処理および原料の循環に影響を与えることが可能となる方法を模索する。オフィス機器、カーペット、清掃機器およびコンピュータについてのケーススタディを行う。

図表 2.1（原文 17p.）の製品サービスの連続体は、事業の商取引の様々なタイプの間の関係を示している。リーシングは、製品そのものの販売とサービスの販売の中間に位置付けられる。実際には、これらの境界はあいまいである。たとえば、貸主は包括的サービス契約を申し出ることができる。使用済みの製品の処理に関する、この報告のはじめにおよび成果において、サービサイジングは、原料使用への影響が賃貸事業に非常に似ているので、リーシングの類似していると言える。しかし、製造者の自社製品への関与、および原料の

使用効率を向上させるインセンティブは、契約がサービサイジングのときの方がリーシングのときより大きいとも言える。サービサイジングの方が、製品のライフサイクル中の使用段階において生産者の関与がはるかに大きい傾向があるからである。

1. 原料効率向上の必須要素

21世紀が幕を開けた時点で、世界人口および消費は人類史上前例を見ない速度で成長し続けている。20世紀初め、世界の人口は15億人であった。現在、60億人を超え、今後50年間で100億人に達すると予測されている。同時に、先進国でも開発途上国でも生活水準が上がり、原料の供給源と廃棄物の投棄先の両方である地球の生態系に圧力がますます強くなりつつある。

人口増加と生活水準の上昇により、資源消費が劇的に増加した。一次資源の世界総生産量は30年前に比べて2倍以上になり、世界の自然システムにかかっている圧力も強くなった。人類の活動を持続可能なものにするためには、資源生産性を5倍以上にあるいは10倍に引き上げる必要があるかもしれない。

「持続可能性」は、論争を呼んでいる用語である。通例用いられている定義は、1972年のブルントラント委員会が創出した「将来の世代の能力を損ねることなく、現在の世代の必要を満たす、、、」というものである。しかし、これは、いろいろに解釈できる。1999年の自著『Natural Capitalism』で、Paul Hawken、Amory Lovins、L. Hunter Lovinsが「natural capital」に関する持続可能性を討論している。彼らは「生命を維持する生態系の総量」と定義している。彼らは、このような資産（capital）は、収入あるいは相当額の補助（奨励）金を設けているサービスを提供すると、主張している。「我々は、（natural capitalからの）収入を維持するために、natural capitalの我々のストックを維持するのみならず、今世紀中に発生する可能性がある人口の倍増に備えるためにこれを急激に増加させる必要がある。」また、natural capitalへの投資は生産と消費のパターンの変化を要求する、同様に経済的インセンティブの変化も要求することも理由として挙げられている。持続可能性に必要なとされる実行戦略について若干の意見の相違が見られるものの、地球の生態系を保護する戦略は、経済的に実行可能であること、資源の分配が公正であることが必要であるとの合意は得られたといえる。

持続可能性へのアプローチは、いくつも見つかる。この報告は最も効率的な原料使用を達成する方法を模索する。とりわけ自国の人口に比べて過剰な資源を消費している、米国をはじめとする先進国にとって、より効率的な原材料の使用方法を学ぶことは重要である。

所与の機能を働かせのに必要な原料を削減すること、一旦採取された一次原料を連続して再使用、再生産、再生利用する循環経済を創出することにより、資源を保全できる。また、廃棄物削減および廃棄物処分場の残余確保にも寄与する。さらに重要なことは、土地、空気、水を汚染している森林伐採、鉱業、掘削による資源採取が環境に与える甚大な影響

を軽減できることである。

2. 持続可能な原料使用に向けての戦略

この 10 年間で、世界中の国々、企業が、物質循環経済に不可欠な持続可能性を目指す戦略を実行し始めた。欧州を発祥の地とする戦略のひとつに拡大生産者責任 (EPR) がある。生産者に、消費者が自社製品を廃棄した時点で回収し、その費用を負担して処理を行い、定められたリサイクル目標を達成することを要求するものである。製品価格に廃棄物処理費用を内部化することにより、製品の製造者が廃棄物の収集、リサイクルあるいは処分、またはその両方の費用を負担するので、EPR 政策は、生産者に廃棄物となる部分がより少なく、再使用、再生産、再生利用が一層容易な製品を生産するインセンティブを与える。

物質循環経済の必要性が、特に米国内で高まっている。同国の経済規模は、世界最大であり、年間 2 億トン以上の都市廃棄物を発生させ、現在も使い捨ての製品を次々と発売している。世界の人口の 5%未満でありながら、同国は世界の 25%を超える資源を消費している。先進諸国の中で未だに全国レベルの EPR 政策を導入していない唯一の国である。

特に産業界が強制的な EPR に強く反対しているため、米国では、EPR の目的である物質循環経済による廃棄物発生回避と資源保存を達成する、EPR に代わる方法を見つけることに関心が高まっている。製品のリーシングは、そのような代替の方法として頻繁に話題となる。実際、大手カーペット・メーカーの Interface 社の会長 Ray Anderson は、企業は環境的に持続可能な方向を目指して、自社製品を販売する代わりにリースまたはサービスとして提供すると主張して、世間の注目を集めた。この発言などから、持続可能な開発に関する大統領諮問委員会の共同座長に指名された。Anderson は、企業が製品（たとえばカーペット）をリース、またはサービスとして販売（床に敷いたカーペットの維持管理）すると、製造者は製品のライフサイクル全体を通して所有権を保持するので、自社製品の使用済み後の価値を最大化し、最終的に取り戻す、さらには一次原料の需要低減を促すインセンティブが働く。

3. INFORM 社報告

この報告は、いくつかのタイプのリース製品を取り上げ、実際に、リースによって、資源効率を高めるという EPR の目的が達成されるのか否かを評価する。リースによって、使用済み後の自社製品について生産者の所有権および処理をどの程度の範囲までとするのか？リースによって、再使用、再生産、再生利用が増大するのか？また、物質の循環使用を容易にするような設計変更を促すのか？使用済み後の製品の価値を高め、取り戻すことを目指す企業の環境に関する目的およびプログラムとの関係、ならびに企業の構造との関係は？

これらの疑問に答えるべく、INFORM 社は、パソコン、その他オフィス機器、カーペッ

トおよび清掃機器のリース事業に着目した。製品タイプによってリーシングの影響にどのくらい違いが出るのかも調査した。詳細なケーススタディを紹介しながら、調査結果を解説する。

第3部において、コンピュータ関連の廃棄物問題が深刻さを増している、パソコン産業に焦点を絞った。全米で毎年2千万台以上が使用済みとされ、そのうち11%しかリサイクルされていない。廃棄されたコンピュータは、使用済みコンピュータの多くが耐用年数に達しないうちに屋根裏や地下室に押し込まれ、資源を浪費するだけでなく、処分場に有害物質を蓄積させる主因となっているため、その廃棄物問題は近年悪化の一途を辿っている。さらに、近年、コンピュータ産業ではリーシング事業が目覚ましい伸びを示しているため、ここに述べたような問題について検討することは、関心と呼ぶと考えられる。

この報告書のケーススタディは、Xerox社の流動資産リサイクル管理プログラム（Asset Recycle Management）、IBM社の流動資産回収サービス・環境親和意識製品プログラム、Interface社のカーペットリースの取組み（かなり課題があることがわかった）、その他さまざまな製造者のプログラムを取り上げている。持続可能性への戦略としてのリーシングについてRay Andersonが発表した結果も踏まえて、リーシングは、製造者が自社製品の所有権をライフサイクルの終了まで保持し、使用済み製品の処理責任を負う、ことを意味すると考えられる。この調査から、これは常に真実であるとは言い切れないことが分かった。

4. 10の主な調査結果

- (1) オペレーティング・リースのみが(キャピタル・リースでなく)、製造者が使用済み製品の所有権を保持し、これを処理する責任を負う可能性を拡大する。
リースには、大きくキャピタルとオペレーティングの、2つのカテゴリに分けられる。キャピタル・リースは基本的な資金調達および財務目的の融資として利用される。
- (2) オペレーティング・リースが、製造者の使用済みの自社製品を所有する可能性を拡大するとしても、貸主である企業の事業対象およびリース終了後の製品の処理方法とによって、所有権と責任の循環に大きな欠落が生じる。
- (3) 製造者が使用済み後の処理に関する所有権と責任を持つことにより、再使用、再製造、リサイクルを促すインセンティブが創出される。
- (4) オペレーティング・リースは、製品が使用済み後に製造者に戻されない場合でも、製品の有効寿命を延ばすことができる。
- (5) リーシング・プログラムを開始する動機はさまざまであるが、リーシングの影響は動機に左右されない。
- (6) 製品設計を、由来の廃棄物を減量し、再使用・再製造/リサイクルを容易にするよう変更するか否かは、組織の性格、使用最終段階の処理に関する製品の所有権および責任によって決まる。

- (7) 製品の性格が、オペレーティング・リースの生存可能性に影響を及ぼす。
- (8) 企業が、使用最終段階の処理と製品設計の間に関連についてどの程度の認識を抱いているかは、まちまちであることがわかった。

第1段階	企業は、使用済み製品の責任を認識し、これら製品の処理についての環境に関するクライテリア（場所の再使用、リサイクルの前に最製造など）を設置している。製品設計クライテリアに使用済み段階のファクターが組み込まれている。
第2段階	企業は、使用済み製品の処理についての環境に関するクライテリア（場所の再使用、リサイクルの前に最製造など）を設定し、製品設計クライテリアに使用済み段階のファクターが組み込まれている。
第3段階	企業は、使用済み製品を処理するが、製品設計を見直して廃棄物の量および性格を変えることをせずに、エンド・オブ・パイプの考え方で現行の廃棄物処理に焦点を絞っている。
第4段階	企業は、製品の使用済み後に偶発的に生じる、あるいは体系的対応が整備されていない課題に関心を持っている。再生部品ないしはリサイクル可能性、またはその両方。
第5段階	企業は、製品の使用済み後についてほとんど認識または関心を持っておらず、使い捨て製品を設計、流通させ続ける可能性がある。これは政府の責任と思われる。

- (9) オペレーティング・リース(販売とは異なり)は、便益と好機の両方を提供する。
- (10) オペレーティング・リースにおける製品の回収は、EPR 法制度により要求される回収とは異なる。

販売・リース・回収の選択肢比較

	販売	オペレーティング・リース	自主回収	EPR 法制度
製造者が製品を引き取る	なし	多分	あり	あり
収集およびリサイクル目標	なし	なし	なし	あり
リサイクルの定義	なし	なし	なし	あり
報告の義務	なし	なし	なし	あり

5. 調査結果の分析

(ア) リーシングは資源循環を閉じるものか？

- ⑨ リースは、オペレーティング・リースである。
- ⑩ 貸主は、製品あるいは専属リーシング会社の製造者である。
- ⑪ 貸主は、使用済み後に製品を引き取る。
- ⑫ 製造者（貸主）は、廃棄物処理方法の階層に従う。再使用、再製造、リサイクルの順に方法を選択し、製品が焼却または埋立処分されないよう保証する。
- ⑬ 製品の設計クライテリアを新設し、使用済み後の処理を容易にし、価値をより多く取り戻すための要素を入れる。
- ⑭ 企業は、使用済み製品の処理者とそれから製造する製品の設計者との意思疎通を

円滑にすることを目的とする構造および組織変更を行い、製品の使用済後の問題、とりわけ製品設計を強力にマネジメント面から支援する。

- ⑮ 企業は、製品の収集、および再使用・再製造・リサイクル量のガイドラインを設定する。
- ⑯ 企業は、環境報告書に製品の使用済み後のプログラムに関して報告する（収集、および再使用・再製造・リサイクル量等）

(イ) リーシングはEPR法制度に代わるものか？

リーシングは、EPR法制度が要求する回収プログラムにより義務付けられた目的を履行する途上の1ステップであるが、プログラムを導入しただけでは目的までの道のりはまだ遠い。

6. 結論

企業に自社製品の回収、環境に配慮した処理を義務付ける、物質循環を目的とする法制度がない場合、他の戦略が、少なくとも生産者が使用済みの製品に関する責任を負い、廃棄物処理の費用を製品価格に内部化する可能性を拡大できる戦略が推し進められる。オペレーティング・リースを後押しすると、いくつかのタイプの製品について、このような戦略になり得る。障害を取り除き、マテリアル・リカバリの経済性を向上させる政策はリーシング戦略の支援に活用できる。

1994年9月27日の廃棄物の回避、利用及び処分に関する
法律1) (連邦官報第一部2705頁)

Gesetz zur
Vermeidung, Verwertung und Beseitigung Von Abfällen
Vom 27. September 1994
(BGBl. I. S. 2705)

第1条

循環経済の促進及び環境と調和する廃棄物処分の確保に関する法律
(循環経済・廃棄物法)

(訳注：上記法律の一部として、1994年9月27日制定、1994年10月6日公布(連邦官報第一部2705頁)、1996年10月7日施行)

Gesetz

zur Förderung der Kreislaufwirtschaft und Sicherung der umweltvertraglichen Beseitigung von Abfällen

(Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz- KrW-/AbfG)
erlassen am 27. September 1994,
verkundet am 06. Oktober 1994 (BGBl. I. S. 2705),
vollständig in Kraft am 07. Oktober 1996.

目次

第一章 総則

第1条 (法律の目的)

第2条 (適用範囲)

第3条 (定義)

第二章 基本原則、廃棄物の排出者、占有者及び処理処分主体の義務

- 第 4 条 (循環経済の基本原則)
- 第 5 条 (循環経済に基本義務)
- 第 6 条 (素材的及びエネルギー的利用)
- 第 7 条 (循環経済の要求基準)
- 第 8 条 (農業における施肥に関する循環経済の要求基準)
- 第 9 条 (施設運営者の義務)
- 第 10 条 (公共の福祉と調和する廃棄物処分の基本原則)
- 第 11 条 (廃棄物処分の基本義務)
- 第 12 条 (廃棄物処分の要求基準)
- 第 13 条 (引渡義務)
- 第 14 条 (土地上における忍容義務)
- 第 15 条 (公法上の処理処分主体の義務)
- 第 16 条 (第三者への委託)
- 第 17 条 (団体による義務の遂行)
- 第 18 条 (経済界の自治機関による業務の遂行)
- 第 19 条 (廃棄物管理コンセプト)
- 第 20 条 (廃棄物バランスシート)
- 第 21 条 (個別命令)

第三章 製品に関わる責任

- 第 22 条 (製品責任)
- 第 23 条 (禁止、制限及び表示)
- 第 24 条 (引取り及び返還義務)
- 第 25 条 (任意の引取り)
- 第 26 条 (引取り後の占有者の義務)

第四章 計画責任

第一節 秩序及び計画

- 第 27 条 (処分の秩序)
- 第 28 条 (処分の実施)
- 第 29 条 (廃棄物管理計画)

第二節 廃棄物処分施設の許可

- 第 30 条 (適地の調査)
- 第 31 条 (計画確定及び許可)
- 第 32 条 (許可の付与、担保の供与及び付帯条件)

- 第 33 条 (事前開始の許可)
- 第 34 条 (計画確定手続)
- 第 35 条 (既存の廃棄物処分施設)
- 第 36 条 (閉鎖)

第五章 販売促進

- 第 37 条 (公的機関の義務)

第六章 情報提供義務

- 第 38 条 (廃棄物相談義務)
- 第 39 条 (公報)

第七章 監視

- 第 40 条 (一般的監視)
- 第 41 条 (監視廃棄物)
- 第 42 条 (廃棄物処分に関する任意証明手続)
- 第 43 条 (特別監視廃棄物の処分に関する強制証明手続)
- 第 44 条 (強制証明手続の特例)
- 第 45 条 (廃棄物の利用に関する任意証明手続)
- 第 46 条 (特別監視廃棄物の利用に関する強制証明手続)
- 第 47 条 (強制証明手続の特例)
- 第 48 条 (利用及び処分の証明に関する政令)
- 第 49 条 (運搬許可)
- 第 50 条 (仲介義務及びその他の場合の許可)
- 第 51 条 (運搬許可の免除及び仲介業務の許可)
- 第 52 条 (専門処理事業者及び処理事業者組合)

第八章 事業所組織及び廃棄物責任者

- 第 53 条 (事業所組織の届出義務)
- 第 54 条 (事業所内廃棄物責任者)
- 第 55 条 (業務)

第九章 最終規定

- 第 56 条 (秘守義務及びデータ保護)
- 第 57 条 (ヨーロッパ共同法規の国内法化)
- 第 58 条 (連邦国防軍内における法律の執行)

第 59 条 (政令制定の際の連邦議会の関与)

第 60 条 (関係団体との公聴会)

第 61 条 (過料規定)

第 62 条 (没収)

第 63 条 (管轄庁)

第 64 条 (経過規定)

別表 I (廃棄物の分類)

別表 I IA 処分方法

別表 I IB 利用方法

第一章 総則

(法律の目的)

第 1 条 この法律は、天然資源を保全するために循環経済を促進し、かつ、環境と調和する廃棄物処分を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この法律は、次の各号に掲げる場合に適用する。

1. 廃棄物の回避
2. 廃棄物の利用
3. 廃棄物の処分

(2) この法律は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

- 1 動物の死体処分法、食肉・鳥肉衛生法、食糧品・消費財法、牛乳・マーガリン法、動物伝染病法、植物保護法及び、これらの法律に基づき、それぞれ制定された政令により処分しなければならない物質
- 2 原子力法にいう核燃料及びその他の放射性物質
- 3 放射線予防法に基づいて制定された政令により処分が定められた物質
- 4 鉱山監督下にある事業場において地下鉱脈の探査、採掘、精製及び加工作業に伴って発生する廃棄物。ただし、本号前文で列挙した作業によるだけでは直接及び通常の場合に発生しないものはこの限りではない。
- 5 容器で管理されていない気体状の物質
- 6 水域又は下水設備へ直ちに排水又は放出される物質
- 7 探査、発掘、輸送、保管、中間処理及び廃棄処分される兵器

(定義)

第 3 条 この法律において「廃棄物」とは、別表 I に掲げる分類に属するすべての動産であつて、占有者が「捨てる」、「捨てようとする」又は「捨てなければならない」ものをいう。「利用廃棄物」とは、利用される廃棄物を、「処分廃棄物」とは、利用されない廃棄物をいう。

(2) 前項にいう「捨てる」とは、別表 I I B で定める「利用」もしくは別表 I I A で定める「処分」に占有者が動産を供し、又はいかなる他の用途に使わずに動産に対する事実上の支配を放棄することをいう。

(3) 動産が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項で定める「捨てる意思」があるものと推定しなければならない。

- 1 エネルギーの転換、材料もしくは製品の製造及び中間処理又は使用若しくは役務行為に付随的に伴って発生し、これらの行為が廃棄物の発生を目的とするものではない場合
2. 本来の用途を失い、又は放棄され、他の用途が直ちに代替しない場合

用途について判断するには、取引通念を勘案した上で、排出者又は占有者の意見を基準にしなければならない。

(4) 占有者は、当該の動産が本来の用途通りにもはや使用されず、その具体的な状態から判断すれば、現在又は将来において公共の福祉、特に環境に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、専らこの法律及びこれに基づき制定された政令の規定に従い適正かつ無害な利用又は公共の福祉と調和する処分を行なうのでなければ、その潜在的な危険を排除することができないときは、第 1 項で定める動産を捨てなければならない。

(5) この法律において「廃棄物の排出者」とは、自らの業務によって廃棄物を排出するすべての自然人若しくは法人又は廃棄物の性質若しくは組成を変える予備処理及び混合若しくはその他の中間処理を行うすべての者をいう。

(6) この法律において「廃棄物の占有者」とは、廃棄物を事実上支配するすべての自然人又は法人をいう。

(7) 「廃棄物の処理処分」は、廃棄物の利用及び処分を内容とする。

(8) 「特別監視廃棄物」とは、第 41 条第 1 項又は第 3 項第 1 号の規定に基づく政令が指定する廃棄物をいう。「監視廃棄物」とは、処分されるべきそれ以外の一切の廃棄物及び、利用できる廃棄物であって第 41 条第 3 項第 2 号の規定に基づく政令が指定するものをいう。

第二章 基本原則、廃棄物の排出者、占有者及び処理処分主体の義務

(循環経済の基本原則)

第 4 条 廃棄物は、

1. 第一に、特に量及び有害成分を減少させることで回避し、

2. 第二に、

a) 素材的に利用し、又は b) エネルギーの回収のために利用（エネルギー的利用）しなければならない。

(2) 廃棄物を回避する措置とは、特に工場設備内での材料循環を行い、廃棄物の発生が少ない製品を設計し、並びに廃棄物及び有害成分が少ない製品の購入を指向する消費行動をいう。

(3) 素材的利用とは、廃棄物から原料を回収する方法による原料の代替（二次原料）又は本来の用途もしくは、直接的にエネルギーを回収する場合を除く他の用途のために廃棄物の物性を利用することである。個々の廃棄物に含まれる不純物を考慮しつつ、経済的に判断し、当該措置が潜在的な有害成分の処分ではなく、廃棄物の利用を主目的とする場合は、素材的利用にあたる。

(4) エネルギー的利用とは、廃棄物を代替燃料として利用することを内容とする。「処分廃棄物」、特に家庭系廃棄物の熱的処理は、エネルギー的利用についての（第 3 項の）優先規定の適用を受けない。エネルギー的利用と熱的処理を区別するには、それぞれの措置が向けられた主な目的を基準に置くものとする。主な目的がエネルギー的利用又は熱的処理のどちらに向けられたものか否かについては、他の物質と混合しない状態で、個々の廃棄物を基礎に置き、その特性、量、及び処理に伴って発生するその他の廃棄物及び発生放射物（エミッション）により決まる。

(5) 循環経済は、「利用廃棄物」の準備用意、引渡し、収集、引取り・持込みシステムによる回収、運搬、貯蔵（保管）及び前・中間処理を内容とする。

（循環経済の基本義務）

第 5 条 廃棄物を回避する義務の内容は、この法律の第 9 条、第 23 条及び第 24 条の規定に基づき制定される法規命令が定める。

(2) 廃棄物の排出者又は占有者は、第 6 条の規定に従い、廃棄物を利用する義務を負う。この法律に別段の定めがない限り、廃棄物の利用は処分に優先する。廃棄物の種類及び特性にふさわしい高度な水準の利用に向けて努力するものとする。前条及び本条に基づく要求基準を満たす必要がある限度で、「利用廃棄物」を分別保持し、前・中間処理を施さなければならない。

(3) 廃棄物の利用、特に製品へ混入する方法による利用は、適正かつ無害に行わなければならない。利用は、この法律の規定及び他の公法規定と抵触しない場合には、適正に行われる。利用は、廃棄物の性状、不純物の量及び利用方法により公共の福祉への影響が危惧されず、特に有価物循環プロセスにおいて有害成分が一切濃縮しない場合には、無害に行われる。

(4) 廃棄物の利用が技術的に可能かつ経済的に期待可能である場合、特に再生材および回収エネルギーの市場がすでに存在し、又は市場の創出が可能であるときは、利用しなければならない。利用の技術的可能性とは、利用のために前処理を必要とする場合も含む。「経済的な期待可能性」とは、利用に発生する費用と、廃棄物を処分する場合に発生すると見られる費用との間に不釣り合いなほどの格差がない場合をいう。

(5) 第 2 項で定めた「廃棄物の利用が処分に優先する」という規定は、処分の方が利用よりも環境と調和する解決策であるときは、あてはまらない。ただし、次の各号を考慮しなければならない。

1. 発生予測放出物（エミッション）
2. 天然資源を大切に扱う目的
3. 投入又は回収エネルギー
4. 製品、「利用廃棄物」又はそこから再生製品中の有害成分の濃度

(6) 利用の優先は、研究及び開発の際に直接及び通常発生が伴う廃棄物には適用しない。

(素材的及びエネルギー的利用)

第 6 条 廃棄物は、

a) 素材的に又は b) エネルギーの回収目的に利用できる。

上記の何れが優先するかは、当該の利用方法がより環境と調和することが基準となる。前条第 4 項は、この場合にも準用する。連邦政府は、特定の種類の廃棄物について、次項に掲げる条件を斟酌した上で、前条第 5 項の基準に従い、素材的又はエネルギー的利用の優先順位について定めるため、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て法規命令を制定するよう委任される。

(2) 利用方法の優先順位が前項による法規命令で定められる場合を除き、第 4 条第 4 項にいうエネルギー的利用は、次の各号の要件を満たす場合に限り認められる。

1. 他の物質と混合しない状態で、個々の廃棄物の熱量が少なくとも 1 万 1000kj/kg に達すること。
2. 熱効率が少なくとも 75%得られること。
3. 発生する熱を自ら利用し、又は第三者へ供給すること。
4. 利用の過程で生じる新たな廃棄物をできるだけ他の処理を施さずに最終貯蔵（埋立）できること。

成長原料から生ずる廃棄物は、本項前段の第 2 号から第 4 号までの要件が満たされるときは、エネルギーとして利用することができる。

(循環経済の条件)

第 7 条 連邦政府は、第 5 条に基づく義務の履行、特に無害の利用を確保する上で必要であるときは、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、次に掲げる事項について定める法規命令を制定するよう委任される。

- 1 廃棄物の種類、性状及び含有成分に応じて、特定の廃棄物が製品の中へ混入し、又は残留することを制限すること。

- 2 廃棄物の分別維持、運搬及び保管（貯蔵）の基準について定めること。
- 3 廃棄物の用意、引渡し、収集並びに引き取り及び持込みシステムによる回収の基準について定めること。

4 廃棄物の種類、性状又は量のため、利用が公共の福祉、特に第 10 条第 4 項で定める法益を侵害するおそれのある特定の廃棄物については、その出所系統、発生場所又は元の一次製品に応じて、次の事項について定めること。

a) 廃棄物を一定の量もしくは性状又は特定の目的でのみ市場へ提供し、または利用することが認められること。

b) 特定の性状を持つ廃棄物を市場へ提供してはならないこと

5 これらの法規命令に基づく要件に関し、それぞれ廃棄物の占有者が廃棄物を第三者へ提供する際に遵守すべき指摘義務について定めること。

6. 廃棄物の表示義務について定めること。

(2) 発電所廃棄物、排煙脱硫石膏又はその他の廃棄物が鉱山技術上もしくは鉱山安全上の理由から、又は再使用の目的で、鉱山監督下の事業場で使われる場合には、前項の法規命令は、素材的基準について定めることができる。

(3) 第 1 項の法規命令には、同命令が定める基準の検査手続、特に次に掲げる事項について定めることができる。

1. サンプルの抽出、第二抽出サンプルの所在場所、保管及びその適用方法。
2. 個々の物質又は物質群を確認するのに必要な分析方法

本項前段に基づく基準のために、何人も入手できるように、専門機関の公報文書を指摘できるものとする。ただし、公報文書に次の事項を定めなければならない。

1 法規命令に公報日を定め、入手先機関を正確に記載すること。

2 法規命令にドイツ特許庁が公報文書を公文書として確実に保管している旨を指摘すること。

(施肥における循環経済の基準)

第 8 条 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦食糧・農林省及び連邦保健省と協議調整し、本条次項の規定に基づき、農業分野について、適正かつ無害の利用を確保するため、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、法規命令を制定するよう委任される。

(2) 肥料法第 1 条で定める二次肥料又は経済的肥料として、農林業又は園芸に用いられた土壌に「利用廃棄物」が散布される場合には、肥料の提供及び散布につき、前項の法規命令中に特に次の事項について定めることができる。

1. 土質、散布場所、時期及び所在地の自然状況の特徴に応じて有害成分を禁止又は制限すること。
2. 廃棄物、肥料もしくは土壌の有害成分に関する調査又はこれらの物質の前処理もしくはその他適切な措置を講じること。

以上のことは、経済的肥料にあつては、肥料法第 1 条 a で定める専門的見地から見て適した実地作業を超える限度においてあてはまる。

(3) 州政府は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が法規命令制定権を行使する場合を除き、前項の法規命令を制定することができる。州政府は、法規命令により、命令制定権の全部又は一部を他の行政機関へ移譲することができる。

(施設運転者の義務)

第 9 条 連邦イミシオン予防法に基づいて許可を必要とする及び許可を必要としない施設の運転者が廃棄物を回避及び利用又は処分するように施設を建設し、運転しなければならない義務については、同法の規定を基準とする。この法律（循環経済・廃棄物法／訳注）に基づく廃棄物の利用及び処分方法について物質に応じて定められる基準は、これに影響を受けるものではない。施設内で行う物質に応じた利用基準については、第 6 条第 1 項及び第 7 条に基づく法規命令で定めるものとする。

(公共の福祉に適合する廃棄物処分の基本原則)

第 10 条 利用されない廃棄物は、循環経済から永続的に排除し、公共の福祉が守られるように処分しなければならない。

(2) 廃棄物の処分は、「処分廃棄物」の用意、引渡し、回収、運搬、処理、保管（貯蔵）及び最終貯蔵を内容とする。前・中間処理を施すことによって、廃棄物及び有害成分を減

少させなければならない。前・中間処理及び最終貯蔵中に付随的に発生するエネルギー又は廃棄物をできるだけ利用しなければならない。発生するエネルギー及び廃棄物を利用できる場合であっても、利用が処分の副次的にすぎないときは、この処理及び最終貯蔵は、廃棄物の処分とみなさなければならない。

(3) 廃棄物は国内で処分しなければならない。EC 加盟国間及び域外・域内への廃棄物の移動の監視及び規制に関する 1993 年 2 月 1 日の理事会規則 259/93 号 (EC 官報 L30 号 1 頁) 並びに有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する 1989 年 3 月 22 日のバーゼル条約の施行法 (現在立法中である。) の規定の適用は、妨げない*。

(4) 廃棄物は、公共の福祉に影響を与えないように処分しなければならない。公共の福祉への影響とは、特に次の各号の一つに該当する場合をいう。

1. 人の健康を害すること。
2. 動植物を危険にさらすこと。
3. 水域及び土壌を汚染すること。
4. 空気の汚染又は騒音により環境に有害な影響を及ぼすこと。
5. 国土及び地方 (州国土) 計画、自然保護、自然景観及び都市計画上の利害を守らないこと。
6. その他公安及び秩序を危うくし、又は乱すこと。

(廃棄物処分の基本義務)

第 11 条 利用されない廃棄物の排出者又は占有者は、第 13 条から第 18 条までの規定に特別の定めがある場合のほかは、前条に基づいて、公共の福祉に適合する廃棄物処分の基本原則に従い、当該廃棄物を処分する義務を負う。

(2) 前条の基準を満たすために必要である限度で処分廃棄物を分別維持し、及び前・中間処理を施さなければならない。

(廃棄物処分の基準)

第 12 条 連邦政府は、前条の義務を履行する上で、技術水準にふさわしい、出所系統、発生場所、種類、量及び性状に応じた廃棄物処分の基準を定めるため、関係者との公聴会 (第 60 条) を経た上で、連邦参議院の同意を得て、特に次の事項に関する法規命令を制定するよう委任される。

1. 廃棄物の分別維持及び前・中間処理の基準
2. 廃棄物の用意、引渡し、回収、運搬、保管及び最終貯蔵の基準
3. 第 7 条第 3 項に準じる基準の検査手続

(2) 連邦政府は、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、この法律及びこの法律に基づいて制定された法規命令を施行するに際して、技術水準にふさわしく、環境と調和する廃棄物処分の基準に関する一般行政規定を制定するものとする。これには、通常環境と調和する廃棄物処分を確保する収集、前・中間処理、保管（貯蔵）及び最終貯蔵方法も含む。

*）訳注：この実施法は 1994 年 9 月 30 日に成立し、10 月 11 日に公布された（連邦官報一部 2771 頁／BGBl. IS. 2771）。廃棄物の国境移動には、循環経済法・廃棄物法ではなく、この実施法が適用される。

(3) この法律にいう技術水準とは、進歩的なプロセス、設備及び運転方式の開発水準を指し、環境と調和する廃棄物処分のために当該の措置が実際に適することが確実なものと認識させるものをいう。技術水準の評価に際しては、特に運転の成果が実証済みの類似プロセスもしくは設備又は運転方式と比較しなければならない。

（引渡し義務）

第 13 条 家庭系廃棄物の排出者又は占有者は、第 5 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定にも拘わらず、当該廃棄物を自ら利用できず、又はその意思がない限り、州法により処理義務のある法人（公法上の処理主体）に当該の廃棄物を引渡さなければならない。本項前段の規定は、当該廃棄物を自家施設で処分し、又は重大な公益が引渡しを要求する場合を除き、他の出所系統による処分廃棄物の排出者および占有者についてもあてはまる。

(2) 第 16 条、第 17 条又は第 18 条に基づく利用及び処分義務が第三者または民間の処理事業者へ移譲された場合には、公法上の処理主体へ引渡す義務は存しない。

(3) 次に掲げる廃棄物について引渡し義務は存しない。

1 第 24 条による法規命令に基づく引取又は返還義務がある廃棄物。ただし、同条第 2 項第 4 号の規定に基づき、公法上の処理主体が引取に関与する場合を除く。

2 公益回収により適正かつ無害の利用に供される廃棄物

3. 事業系回収により適正かつ無害の利用に供される廃棄物。ただし、公法上の処理主体に対し、そのことが証明されず、かつ、重大な公益に反する場合には、この限りではない。

本項第 2 号及び第 3 号は、「特別監視廃棄物」には適用しない。ただし、第 7 条及び第 24 条に基づく法規命令が定める引渡ししについての特則はこれに影響を受けない。

(4) 州は環境と調和する処分を確保するため、「特別監視処分廃棄物」の提供及び引渡し義務について定めることができる。州は環境と調和する廃棄物の処理処（エントゾルダンク）を確保するため、適正な利用が他の方法で保障されていない限り、「特別監視利用廃棄物」の提供及び引渡し義務について定めることができる。本項前段の「利用廃棄物」については、連邦政府が連邦参議院の同意を得て法規命令で定める。州がこの法律の施行前に定めた「特別監視利用廃棄物」の提供義務は、これに影響を受けるものではない。第 16 条、第 17 条又第 18 条に基づき処理処分義務が第三者又は民間の処理事業者へ移譲される場合は、提供又は引渡し義務は存しない。

（土地上における忍容義務）

第 14 条 土地上に引渡し義務のある廃棄物が発生する場合には、その土地の所有者及び占有者は、収集に必要な容器が当該土地上に設置されること並びに廃棄物の回収、分別維持及び利用を監視する目的で実施される土地への立ち入りを忍容する義務を負う。

(2) 前項は、第 24 条の法規命令に基づく引取義務の実施に必要な引取り・回収システムについても準用する。

（公法上の処理主体の義務）

第 15 条 公法上の処理主体は、自管轄区域内で発生し、引渡しを受ける家庭系廃棄物及びその他の出所系統の「処分廃棄物」については、第 4 条から第 7 条までの規定に基づいて利用し、又は第 10 条から第 12 条までの基準に従い処分しなければならない。公法上の処理主体は、第 5 条第 4 項に挙げた理由により処分を行なうために廃棄物の引渡しを受けるときは、自らその理由がない限り、利用する義務を負う。

(2) 公法上の処理主体は、第 16 条、第 17 条又は第 18 条に基づいて処理義務が第三者又は民間の処理事業者に移譲された場合には、家庭系廃棄物以外の出所系統の廃棄物を処理処分する義務を免除される。

(3) 公法上の処理主体は、第 24 条に基づき制定される法規命令による廃棄物の引取義務が存し、かつ、そのために適切な引取りシステムが実際に設けられている場合には、管轄庁の同意を得て、当該廃棄物を処理処分から除外することができる。本項前段の規定は、家庭系以外の出所系統の「処分廃棄物」であって、廃棄物の種類、量又は性状の視点から家庭系廃棄物と併せて処分することができないもの、又は州の廃棄物管理計画に適合し、環境と調和する処分の安全性が他の処理主体又は第三者によって保障されているものについても適用される。公法上の処理主体は、本項前段及び中段に挙げた除外要件がもはや存しないときは、州管轄庁の同意を得て、その処理処分の除外を撤回することができる。

(4) 第 1 項の義務は、公共の場所又は集落の連担地域に放置され、盗難の又は本来の用途に使用されている形跡がなく、管轄機関の有効なナンバープレートを付けていない車両及び被引車が明確に認識できる撤去命令状が車体に貼付されてから 1 ヶ月以内にまだ撤去されていない場合にも存する。

(第三者への委託)

第 16 条 利用及び処分義務者は、義務の履行を第三者に委託することができる。義務履行上の責任は、これに影響を受けるものではない。委託を受ける第三者は、所要の信頼性を有しなければならない。

(2) 管轄庁は、申請により、第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体の同意を得て、次の各号に掲げる要件が満たされる場合には、その義務の全部又は一部を第三者へ移譲することができる。

1. 第三者が実際及び専門知識を有し、かつ、信頼性を有すること。
2. 移譲された義務の履行が確保されていること。
3. 重大な公益に一切反しないこと。

民間の処理主体の義務を第三者へ移譲するには、第 15 条にいう公法上の処理主体の同意を必要とする。

(3) 第三者は前項の要件を説明するに際し、特に廃棄物管理コンセプトを提出しなければならない。廃棄物管理コンセプトには、次に掲げる各号の事項が含まれていなければならない。

1. 利用又は処分しなければならない廃棄物の種類、量及び所在に関する事項
2. 廃棄物の利用又は処分のために講じ、計画する措置についての説明
3. 将来 5 年間にわたり予定する処理。エントゾルグンクの方法についての説明。ただし、必要とする立地場所、施設計画及び時系列を含む。
4. 第 1 号で挙げた廃棄物をドイツ連邦共和国外で利用又は処分するときは、特別に説明すること。

廃棄物管理コンセプトを作成するに際しては、第 29 条に基づく廃棄物管理計画を考慮しなければならない。廃棄物管理コンセプトは、第 19 条第 3 項に従って作成し、継続作成するものとする。その外、義務移譲後 1 年が経過した時点で、第 20 条第 1 項に基づき廃棄物バランスシートを作成し、提出しなければならない。

(4) 移譲は有期限とする。移譲に付帯規定、特に条件もしくは負担を付し又は撤回を留保できる。

(団体による業務の遂行)

第 17 条 商工業、その他の企業又は公共施設で発生する廃棄物の排出者及び占有者は、団体を設立し、これに利用及び処分義務の履行を委託することができる。前条第 1 項中段及び後段の規定は、この場合についても準用する。

(2) 公法上の処理主体及び経済界の自治機関は、団体の設立に向けて努力し、これに参加することができる。

(3) 管轄庁は、第 15 条にいう公法上の処理主体の同意を得て、次の各号に掲げる要件が満たされる場合には、当該団体の申請により、これに排出者及び占有者の義務の全部又は一部を移譲することができる。

1. 他の方法では団体目的を達成することができないこと。
2. 移譲される義務の履行が確保されていること。特に移譲される業務の分野について廃棄物処分の安全性が州の廃棄物管理計画（第 29 条）と適合して保障されていること。
3. 重大な公益に一切反しないこと。

前条第 3 項及び第 4 項は、この場合についても準用する。

(4) 管轄庁は、次に掲げる各号の要件が満たされる場合には、移譲される業務及び団体目的の枠内で、当該団体の管轄地域におけるすべての廃棄物の処分、特に他の排出者及び占有者の「処分廃棄物」の処分を行なう義務を当該団体に課することができる。

1. 公共の福祉の利害を守る要請があること。
2. 排出者及び占有者が自ら義務を履行しないこと。

(5) 団体は手数料を徴収することができる。手数料規約は管轄庁の認可を得なければならない。

(6) 利用及び処分義務が移譲される場合にも、第 15 条第 1 項及び第 3 項を準用する。移譲された義務を履行する上で必要である限度で、団体に対し、引渡し・忍容義務を課すものとする。第 13 条第 1 項及び第 3 項並びに第 14 条の規定は、この場合についても準用する。団体は移譲を受けた義務を履行するため、排出者および占有者に廃棄物を分別維持し、指定回収場所又は前・中間処理施設へ持ち込むことを要求することができる。ただし、排出者及び占有者が廃棄物を自ら処理処分する権限は、これに影響を受けるものではない。

(経済界の自治機関による業務の遂行)

第 18 条 商工会議所、手工業会議所及び農業会議所（経済界の自治機関）は、組織を設立し、廃棄物の排出者及び占有者は、この組織に自らの利用及び処分義務の履行を委託することができる。第 16 条第 1 項中段及び後段の規定は、この場合に準用する。

(2) 管轄庁は、経済自治機関の申請により、その機関の管轄地域の廃棄物の排出者及び占有者の義務の全部又は一部を当該機関へ移譲することができる。前条第 3 項から第 6 項は、この場合に準用する。

(廃棄物管理コンセプト)

第 19 条「特別監視廃棄物」が廃棄物コード番号毎に年間総量 2000 キログラム、「監視廃棄物」が 2000 トンを超えて発生する排出者は、発生廃棄物の回避、利用及び処分に関する廃棄物管理コンセプトを作成しなければならない。廃棄物管理コンセプトは、内部計画の手

段として用いられるものであるが、管轄庁の求めがあれば、廃棄物管理計画の評価を可能にするために提出しなければならない。

廃棄物管理コンセプトは、次の事項を内容とする。

- 1 「特別監視廃棄物」、「監視利用廃棄物」及び「処分廃棄物」の種類、量及び所在に関する事項
 - 2 廃棄物の回避、利用及び処分のために講じ、計画する措置についての説明
 - 3 廃棄物処分が必要であるとの理由づけ、特に第5条第4項に挙げた理由に基づく利用の可能性が存しないことについての事項
 - 4 将来5年間にわたり計画する処理処分方法の説明。自家処理を行なう場合には必要な立地・施設計画及び時系列についての事項
 - 5 国外で利用又は処分を行なう場合には、第1号で挙げた廃棄物の所在を特別に説明すること。
- (2) 廃棄物管理コンセプトを作成するに際しては、第29条に基づく廃棄物管理計画の事前条件を考慮しなければならない。
- (3) 廃棄物管理コンセプトは、この法律の施行までに州が別段の定めをする場合を除き、1999年12月31日までに将来5年間にわたる期間について最初のものを作成し、その後5年毎に継続作成しなければならない。管轄庁は、それ以前の時点でも提出を求めることができる。
- (4) 連邦政府は、関係者との公聴会（第60条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、次の各号の事項について定める。
1. 第1項に基づいて提出しなければならない書類の様式及び内容への要求事項
 2. 特定の種類の廃棄物について第1項から第3項に挙げた義務を免除すること。
 3. 監視義務のない個々の「利用廃棄物」であって、廃棄物管理コンセプトに含めなければならないもの。

(5) 第 15 条にいう公法上の処理主体は、自管轄地区で発生し、引渡しを受ける廃棄物の利用及び処分について廃棄物管理コンセプトを作成しなければならない。廃棄物管理コンセプトの要件については、州が定める。

(廃棄物バランスシート)

第 20 条 前条第 1 項にいう義務者は、1998 年 4 月 1 日に初めて、それぞれ経過年に利用又は処分した「特別監視廃棄物」及び「監視廃棄物」の種類、量および所在についてのバランスシート（廃棄物バランスシート）を毎年作成し、管轄庁の求めに応じて提出しなければならない。同条同項後段第 1 号、第 3 号及び第 5 号、第 3 項前段の後半の規定及び第 4 項は、この場合に準用する。

(2) 商工業もしくはその他の企業又は公共施設で発生する廃棄物の占有者は、前項前段の義務者に当該廃棄物を引渡す場合には、この者に情報を提供する義務を負う。

(3) 第 15 条にいう公法上の処理主体は、第 1 項に従い、廃棄物バランスシートを作成しなければならない。廃棄物バランスシートの要件については、州が定める。

(個別命令)

第 21 条 管轄庁は、個々の場合において、この法律及びこの法律に基づき制定された法規命令を実施する上で必要なときは、個別命令を発することができる。

(2) 管轄庁は、州の最高上級管轄庁により公示される鑑定人の一人に第 19 条第 1 項にいう義務者が同条及び第 20 条に基づく廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートの審査を委託するよう命じることができる。

(3) 廃棄物管理のコンセプト又は廃棄物バランスシートが作成されず、又は所定もしくは期限通りに作成することができないときは、管轄庁は、異議を提起し、義務者に適当な改善期間を猶予することができる。

第三章 生産物責任

(生産物責任)

第 22 条 製品を開発、製造、処理及び加工又は販売する者は循環経済の目標を達成するた

めに生産物責任を負う。この責任を果たすため、製造及び使用の際にできる限り廃棄物の発生が少なく、使用後に発生した廃棄物を環境と調和して利用及び処分が確保されるように製品を設計しなければならない。

(2) 生産物責任は、特に次の各号に掲げる事項を内容とする。

1. 幾度も使用が可能であり、技術的に長寿命であって、その使用後に適正かつ無害の利用及び環境と調和する処分を行なうのに適した製品を開発・製造し、市場へ提供すること。

2. 製造の際に利用可能な廃棄物又は再生原料を優先的に使うこと。

3. 製品の使用後に残る廃棄物を環境と調和する利用又は処分に供することができるように有害成分を含んだ製品を表示すること。

4. 返還、再使用及び再利用の可能性又は義務並びに預かり金制度について製品に表示すること。

5. 製品及び使用後に残留する廃棄物を引き取り、その後に利用又は処分すること。

(3) 前2項による生産物責任の一環として、第5条第4項が定める要件の相当性ととも、この法律以外の法令規定に基づく生産物責任及び環境保全に関する規制並びに商品の自由移転に関するヨーロッパ共同体法の決定事項を考慮しなければならない。

(4) 連邦政府は、次条及び第24条に基づく法規命令により、本条第1項及び第2項が定める生産物責任を履行しなければならない義務者を指定するとともに、生産物責任の対象となる製品及び態様について定める。

(禁止、制限及び表示)

第23条 連邦政府は、前条の要求事項を定めるため、関係者との公聴会(第60条)を経た上で、連邦参議院の同意を得て、次の事項を定める法規命令を制定するよう委任される。

1. 特定の製品、特に包装及び容器については、発生する廃棄物の適正な利用もしくは処分が確保されている、特定の性状又は用途的以外では市場へ提供してはならないこと。

2. 特定の製品については、その処理処分時に有害物の放散を回避することができないもの、もしくは回避が可能としても不相当（不均衡）なほどの労力や費用を投入する必要があるもの、又は他の方法をもってしても環境と調和する処理処分を確保できないものについては、そもそも市場へ提供してはならないこと。
3. 特定の製品については、廃棄物の処理処分を明らかに軽減する特定の方法、特に複数回の使用及び利用を容易にする方法でしか市場へ提供してはならないこと。
4. 特定の製品については、特に引取り後に第5条に基づく基本義務の履行を確保するため、一定の方法で表示しなければならないこと（表示義務）。
5. 特定の製品については、用途に応じて使用した後に通常廃棄物中に残留する有害成分のために必要となる特別な利用又は処分ができるように製造者、販売者又は一定の第三者へ返還する必要がある旨を表示しなければ市場へ提供してはならないこと。
- 6 次条に基づく法規命令が引き取り又は返還義務を定めた特定の製品については、販売又は市場提供者の所へ返還できる旨を指摘し、又は製品をふさわしく表示すること。
- 7 次条に基づく法規命令が預かり金の徴収を定めた製品については、その旨をふさわしく表示し、場合によっては預り金額を明示すること。

（引き取り及び返還義務）

第24条 連邦政府は、第22条の要求事項を定めるため、関係者との公聴会（第60条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て次の事項について定める法規命令を制定するよう委任される。

販売者又は製造者は、

- 1 特定の製品については、その返還を可能にする方法でしか販売又は市場へ提供してはならないこと。
- 2 特定の製品を引き取り、適切な措置を請じ、特に引き取りシステム又は預り金の徴収により返還を可能にすること。
- 3 特定の製品については、提供又は発生場所で引き取らなければならないこと。

4 州、管轄庁及び第 15 条、第 17 条又は第 18 条にいう処理主体に対して引き取り済み廃棄物の種類、量、利用及び処分を証明し、書類を保存・保管するものとし、求めがあれば提示しなければならないこと。

(2) 前項に基づく法規命令中に第 22 条に基づく要求事項を定め、廃棄物の排出者及び占有者並びに第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体の義務を補完するため、循環経済の一環として、さらに次に掲げる内容について定めることができる。

1. 引き取り対象製品の引き取り、利用及び処分の費用を負担する者

2. 廃棄物の占有者は、前項による義務を負う製造者又は販売者に廃棄物を引渡さなければならないこと。

3 用意、収集、運搬に関する第 4 条第 5 項で定める措置及び第 1 号に挙げた占有者の持込義務を含む引渡し方法

4. 第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体は、委託業務として廃棄物を収集することを通して引き取りに協力し、前項で定める義務者に収集済み廃棄物を引渡さなければならないこと。

(任意の引取り)

第 25 条 連邦政府は、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、廃棄物の任意の引取りについて、適正な期間内に達成しうる目標を定めることができる。その決定事項は連邦公報に掲載する。

(2) 「処分廃棄物」、「監視利用廃棄物」又は「特別監視利用廃棄物」を任意に引き取る製造者及び販売者は、その旨を管轄庁に届け出なければならない。届出受理官庁は、任意による引き取りが第 4 条及び第 5 条で定める循環経済の目標を促進し、収集済みの廃棄物の適正な利用及び処分が他の適切な方法で証明されるときは、第 49 条に基づく義務、第 43 条及び第 46 条に基づく証明義務は免除するものとする。

(引取り後の占有者の義務)

第 26 条 第 24 条の法克命令により、又は任意に引き取る製造者及び販売者は、第 5 条及び第 11 条に基づく廃棄物占有者の義務を負う。

第四章 計画責任

第一節 秩序及び計画

(処分の秩序)

第 27 条 廃棄物は、処分の目的のために許可を受けた設備及び施設（廃棄物処分施設）でしかそのために前・中間処理、保管又は最終貯蔵を行ってはならない。その外にも「処分廃棄物」の前・中間処理は、主として廃棄物の処分以外の目的に使われる施設であって、連邦イミシオン防止法第 4 条の許可を必要とする施設においても認められる。

保管又は前・中間処理の目的に供せられる廃棄物処分施設が連邦イミシオン防止法による許可を必要としない重要でない施設であり、かつ、この法律の第 12 条第 1 項による法規命令、連邦イミシオン予防法第 23 条又はこの法律の第 12 条第 2 項による一般行政規則に別段の定めがない限り、これらの処分施設においても、「処分廃棄物」を保管又は前・中間処理を行うことが認められる。

(2) 管轄庁は、取消しを留保の上、個々の場合において、公共の福祉に影響を与えない場合には、前項前段の例外を認めることができる。

(3) 州政府は、必要があり、かつ、公共の福祉に影響を与えるおそれがない場合には、法規命令により、特定の廃棄物又はこの廃棄物の一定量を処分する際に第 1 項前段で定める施設以外において処分を行なうことを認めることができる。州政府は、この場合には、法規命令により、処分の要件及び方法についても定めることができる。州政府は、法規命令により、その権限の全部又は一部を他の行政機関に委任することができる。

(処分の実施)

第 2 条 管轄庁は、第 11 条の処分義務者、第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体が他の方法では廃棄物を適切に処分できず、又はできるとしても相当の費用を必要とし、かつ、運転者の廃棄物処分施設を共用させることが期待できる場合には、処分義務者が適正な使用料を支払い、その施設の共用を運転者に義務付けることができる。使用料について合意が得られないときは、管轄庁がこれを決めるものとする。共用はこの法律の規定に違反する場合には認められない。第 11 条の基本義務の履行は、確保されていなければなら

ない。管轄庁は、共用による受益者から廃棄物管理コンセプトを提出させ、これを決定の基礎に置くものとする。共用の理由がもはや存在せず、本項前提の義務者の申し出があるときは、同じ種類及び量の廃棄物を引き取るよう受益者に義務付けることができる。

(2) 管轄庁は、第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体より廃棄物を経済的に処分できる施設の運転者の申し出により、当該廃棄物の処分をこの者に委託することができる。委託するに際しては、処理主体が残留廃棄物を処分できず、または処分できるとしても不相当な費用・労力を必要とする場合には、申し出人は費用の支払いを受けて処理主体の管轄区域内で発生するすべての廃棄物を処分するという内容の制約条件を付すことができる。ただし、申し出人が処分を引き受けることが期待できないものである旨を陳述する場合は、この限りではない。

(3) 管轄庁は、鉱物採掘事業場の採掘権者もしくは事業者、鉱物採掘場の敷地の所有者もしくは占有者又はその他の方法による処分権者に対して、その施設内の採鉱し尽くした廃坑又は敷地内で廃棄物の処分が行なわれることを忍容し、立ち入らせ、やむを得ない場合には、既存の事業場の設備もしくは施設又はそれらの一部を使用できるよう義務付けることができる。そのために発生した費用は、処分義務者が補償しなければならない。この義務の内容については、管轄庁が定める。廃棄物処分により、鉱物採掘が妨げられてはならない。廃棄物処分に起因する損害については、忍容義務者は責任を負わない。

(4) 「処分廃棄物」の海洋投棄・投入は、禁止する。パワーショベルの掘削瓦礫を海洋へ投棄・投入するには、それぞれの内容成分を考慮しつつ、次の法律に基づいて実施しなければならない。1972 年 2 月 15 日及び 12 月 29 日の「船舶航空機による廃棄物投入による海洋汚染の防止に関する条約」(連邦官報 1977 年第二部 165 頁)のための 1977 年 2 月 11 日の法律 - 1993 年 2 月 26 日の第 5 管轄命令(連邦官報第一部 278 頁)によって最終変更を受ける - の第 3 条の適用は妨げない。

(廃棄物管理計画)

第 29 条 州は、管轄区域内において、広域的な視点から廃棄物管理計画を作成するものとする。廃棄物管理計画は、次の各号の事項を内容とする。

1. 廃棄物の回避及び利用の目標
2. 国内処分の確保に必要な廃棄物処分の施設

廃棄物管理計画は、次の各号の事項を証明する。

1 許可済みの廃棄物処分の施設

2. 廃棄物の最終処分用の廃棄物処分施設（最終貯蔵場）及びその他の廃棄物処分施設の適地

その外、計画書は予定される処理主体及び、処分義務者が使用しなければならない廃棄物処分の施設について定めることができる。

(2) 必要量を提示するに際しては、将来少なくとも 10 年間以内で予測できる伸びの見込みを考慮しなければならない。必要量を提示する上で必要なときには、廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートを分析評価しなければならない。

(3) 予定する利用を考慮した上で、場所、規模及び状況が計画地区における廃棄物管理の目標と一致し、かつ、公共の福祉の利害に明らかに反しない場合には、第 1 項第 3 段第 2 号にいう適地と見ることができる。第 1 項による適地の証明は、第 31 条で掲げた廃棄物処分施設の計画確定又は許可の要件ではない。

(4) 第 1 項第 3 段第 2 号及び第 4 段にいう証明は、処分義務者に拘束力あるものと宣言することができる。

(5) 廃棄物管理計画においては、国土・州地方計画の目標及び要件を考慮しなければならない。国土計画法第 5 条第 4 項及び第 4 条第 5 項の規定はこれに影響を受けない。国土計画上重要な廃棄物管理計画の要件及び措置は、国土計画法第 5 条のプログラム及び計画へ採用することができる。

(6) 各州は廃棄物管理計画を相互に調整するべきものとする。州境を超える計画が必要な場合には、州は、廃棄物管理計画の作成に際して、要件及び措置を相互に協議・調整の上で定めるものとする。

(7) 廃棄物管理計画の作成に際しては、市町村文は市町村連合並びに第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体を参加させなければならない。

(8) 計画作成及びその拘束声明に関する手続は、州が定める。

(9) 計画は、1999年12月31日に初めて作成し、その後は5年毎に継続作成しなければならない。

第二節 廃棄物処分施設の許可

(適地の調査)

第30条 土地の所有者及び用益権者は、管轄庁又は第15条、第17条および第18条にいう処理主体から委託を受けた者が最終処分場及び一般に出入りできる廃棄物処分の施設用の適地を調査するため、住宅を除く土地内へ立ち入り、測量を実行し、土壌及び地下水の調査又はその他類似の作業を実施する場合には、忍容しなければならない。土地内へ立ち入り、右の作業を実施しようとするときは、当該土地の所有者及び用益権者に予めその旨を通知しなければならない。

(2) 管轄庁及び第15条、第17条及び第18条にいう処理主体は、作業が完了した後遅滞なく原状回復を行わなければならない。管轄庁及びこれらの処理主体は、調査の際に設置した施設を存続させるよう求めることができる。施設が調査のためにもはや必要でなくなったとき、又はそのことについての決定が施設の設置後2年以内になされず、所有者又は用益権者がその継続的な存続につき、管轄庁に異議を提起したときは、当該施設は撤去されなければならない。

(3) 土地の所有者及び用益権者は、前項が認める措置のために財産上の不利益を受けたときは、管轄庁に金銭賠償を請求することができる。

(計画確定及び許可)

第31条 「処分廃棄物の保管又は前・中間処理用の固定式廃棄物処分施設の建設及び運転を行い、並びにその種の施設又は運転を大幅に変更しようとする場合には、連邦イミシオン防止法の規定に基づき許可を必要とする。ただし、この法律による新たな許可は必要としない。

(2) 最終処分場の建設及び運転を行い、並びにその種の施設又はその運転を大幅に変更しようとする場合には、管轄庁による計画確定手続を必要とする。計画確定手続においては、環境影響度審査時に基づいて審査が行われなければならない。

(3) 管轄庁は、申請又は職権により、次の各号のいずれかに該当するときは、計画確定手

続の代わりに許可手続を実施できる。

1. 重要でない最終処分場の建設及び運転を行なう場合。
2. 最終処分場又は運転の大幅な変更について申請がなされ、環境調和審査法の第2条第1項中段の保護利益にそれほど重大な不利益となる影響を与えない場合。
3. 専ら又は主として新規の方法の開発及び試験に供され、運転開始後最長2年を限度として許可される最終処分場の建設及び運転が申請される場合。この期間については、申請により、さらに1年の限度で延長することができる。

本項前段の第1号及び第2号は、環境へ相当な影響を及ぼすおそれがあるときは、「特別監視廃棄物」の最終貯蔵用施設には適用されない。この施設については、本項前段第3号により、最長1年を限度として許可することができる。管轄庁は、変更が環境調和審査法の第2条第1項中段で定めた保護利益にそれほど重大な不利益となる影響を与えず、その保護利益のために大幅な改善を行なおうとするものであるときは、許可手続を実施するものとする。

(許可の付与、担保の供与及び付帯条件)

第32条 前条第2項に基づく計画確定の決定又は同条第3項に基づく許可は、次に掲げる各号の要件を満たす場合にのみ付与される。

- 1 公共の福祉を侵害しないことが確保されていること。特に
 - a) 第10条第4項の保護利益が危険にさらされるおそれがないこと。
 - b) 最新の技術水準に応じて保護利益に悪影響を与えないように予防措置、
特に建設又は組織上の措置を講じること。
2. 最終処分場の設置、その運転の管理及び監督上の責任者につき、信頼性を疑わせる事実が存しないこと。
3. 他人の権利に不利益な影響を及ぼすことが予測されないこと
4. 当該プロジェクトが拘束あるものと表明された廃棄物管理計画の確定事項に反してな

いこと。

(2) 前項第 3 号の他人の権利への不利益な影響が条件もしくは負担を課すことによって、回避もしくは排除され、又は当事者がその不利益について異議を提起しない場合には、計画確定を決定し、又は許可を付与するのを妨げない。前項第 3 号は、当該プロジェクトが公共の福祉に役立つ場合には、適用しない。この場合においては、計画確定が決定されるときは、それによって受けた財産上の不利益につき、当事者に対し、金銭賠償を行なわなければならない。

(3) 管轄庁は、処分施設の閉鎖後に最終処分場の所有者が再植林・緑地化を行い、公共の福祉への侵害を回避又は排除するためにこの者に担保の供与を求めることができる。

(4) 第 1 項の計画確定の決定及び許可には、公共の福祉を守る上で必要なときには、条件を課し、負担及び期限を付すことができる。最終処分場又はその運転条件については、計画確定の決定が下され、又は許可が付与された後でも負担を付し変更もしくは補充することが認められる。

(事前開始の許可)

第 33 条 計画確定手続管轄庁又は許可管轄庁は、計画確定手続又は許可手続において、次の各号の要件が満たされる場合には、取消しを留保の上、計画確定の決定が下され、又は許可が付与される前に、6 ヶ月の期間を限度として、当該プロジェクトの建設及び運転の開始を認めることができる。

1. プロジェクト実施者の有利なように決定が下される見通しがあること。
2. 事前に開始することにつき、公益が存すること。
3. プロジェクト実施者が決定に至る過程で、建設の施工がもたらしたすべての損害を賠償し、かつ、プロジェクトの計画確定の決定が下されず、又は許可が付与されない場合に原状回復をする義務を負うこと。この期間は、申請により、さらに 6 ヶ月間を限度として延長できる。

(2) 管轄庁は、義務の履行を確保する上で必要であるときには、プロジェクト実施者から担保の供与を求めることができる。

(計画確定手続)

第 34 条 計画確定手続には、行政手続法の第 72 条から第 78 条までの規定を適用する。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、計画確定手続の詳細、特に申請書類の様式及び量について定める法規命令を制定するよう委任される。

(2) 許可手続における異議は、法定期間内に書面でもってのみ提起できる。

(既存の廃棄物処分施設) *1)

第 35 条 管轄庁は、1972 年 6 月 11 日前に運転又は建設が開始された最終処分場の運転については、期限、条件及び負担を命じることができる。管轄庁は、負担、条件又は期限を付しても、公共の福祉への重大な侵害を妨げることができない場合には、この施設の運転の全部又は一部禁止することができる。

*2) *3)

(2) 管轄庁は、ドイツ統一条約の第 3 条が指定する地域では、1990 年 7 月 1 日前に運転又は建設が開始された最終処分場の建設及び運転については、期限、条件及び負担を命じることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。

(閉鎖)

第 36 条 最終処分場の所有者は、予定する閉鎖について、管轄庁に遅滞なく届け出なければならない。この届出には、種類、規模、運転方式、計画する再植林・緑地化、及び公共の福祉を守るために講じるその他の措置についての書類を添付しなければならない。

(2) 管轄庁は、所有者に対し、自ら費用を負担し、最終処分場として使用された前項の敷地の再植林・緑地化を図る等、公共の福祉への侵害を回避する上で必要なその他の措置を講じるように義務付けるものとする。

(3) 第 1 項の義務は、「特別監視廃棄物」が生じる施設の所有者にも課すものとする。

訳注 1) 1972 年の廃棄物処分法の制定前 2) 旧東ドイツ地域及び旧東ベルリン地区 3) 両ドイツ通貨統合発効日前

第五章 販売促進

(公共期間の義務)

第 37 条 連邦省庁、連邦の監督を受ける公法上の法人、特別財産及びその他の機関は、第 1 条の目的の達成に寄与するよう行動する義務を負う。特に第 4 条及び第 5 条を考慮した上で、業務工程を起案し、材料及び消費財を調達又は使用する場合並びに建設プロジェクト及びその他の発注業務において、寿命、修理の容易性及び再使用又は再利用性の面で優れ、他の製品に比べて廃棄物の発生もしくは有害成分が少ない製品又は「利用廃棄物」の再生品を使うことの可否及びどの程度においてそれが可能であるかについて検討しなければならない。

(2) 前項に列挙した機関は、できる範囲で、自らが出資する私法上の法人が前項の義務を履行するように影響力を行使するものとする。

(3) 製品又は材料の使用に関し、法令又は環境保護の理由に基づく特別条件は、これに影響を受けるものではない。

第六章 情報提供義務

(廃棄物相談義務)

第 38 条 第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体は、委託された地方自治の業務の範囲内において「廃棄物の回避、利用及び処分の可能性について情報を提供し、相談に応じる義務を負う。経済界の自治機関も相談の義務を有する。これらの義務者は、自己の業務を第 16 条第 1 項に基づき第三者へ委託することができる。

(2) 管轄庁は、照会があれば、この法律による処分義務者に対し、適切な既存の廃棄物処分施設に関わる情報を提供しなければならない。

(公報)

第 39 条 州は、廃棄物の回避及び利用の達成した水準並びに廃棄物処分の確保について、住民に公報しなければならない。

公報は、秘密保持に関する現行法規を遵守するとともに、廃棄物管理計画の総括及び評価、過去のものとの比較及び次回の公報時期までの予測を内容とする。

第七章 監視

(一般的監視)

第 40 条 管轄庁は、第 2 条及び第 24 条に基づく法規命令の基準による回避、廃棄物の利用及び処分を監視する。管轄庁は、公共の福祉を守る上で必要な場合には、1972 年 6 月 11 前に生じた「処分廃棄物が保管又は最終貯蔵された閉鎖済みの廃棄物処分施設及びその敷地へ監視を拡げることができる。

(2) 次の各号に掲げる者は、事業場、設備、施設、及びその他監視義務のあるものに係る情報を、当該監視行政機関の委託代理人に提供しなければならない。

1. 廃棄物の排出者又は占有者
2. 処理義務者
3. 利用・廃棄物処分施設の運転者。ただし、施設が閉鎖されている場合も含む。
4. 利用及び廃棄物処分設備の元運転者。ただし、施設が閉鎖されている場合も含む。
5. 廃棄物が併せて利用及び処分される排水設備の運転者
6. 廃棄物が併せて利用及び処分される、連邦イミシオン保護法にいう施設の運転者

情報提供義務者は、管轄庁により委託を受けた代理人が第 5 条及び第 11 条の義務の遵守について審査するために土地、事務所及び事業場へ立ち入り、書類を周覧し、技術的調査及び検査を実施しようとするときは、これを認めなければならない。その外、情報提供義務者は公の安全又は秩序に対する急迫の危険を回避する上で必要であるときは、そのための住居への立ち入りを認める義務を負う。住居の不可侵性に関する基本権（基本法第 13 条）の規定は、その限度において制限を受ける。

(3) 廃棄物の利用及び処分施設並びに廃棄物を併せて利用又は処分する施設の運転者は、施設への立ち入りを可能にし、監視に必要な作業員、工具及び資料を提供し、管轄庁の命令に従い、施設の状態及び運転を自らの費用で検査させなければならない。

(4) 情報提供義務者は、自己又は民事訴訟法第 383 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定が定める親族に対する刑事訴追又は行政上の過料に関する法律に基づく手続を受けるおそれのある質問への回答を拒むことができる。

(監視廃棄物)

第 41 条 商工業もしくはその他の企業又は公共施設から発生する廃棄物であつて、その種類、性状もしくは量から見て著しい程度で健康を害ない、又は空気もしくは水を汚染し、爆発もしくは可燃性の廃棄物、又は伝染性の病原菌を含み、もしくは発生させるおそれのある廃棄物（「特別監視処分廃棄物」）の監視及び処分を実施する特別条件については、別にこの法律に基づいて定めなければならない。連邦政府は、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、法規命令を制定し、「特別監視処分廃棄物」を指定する。

(2) 前項に定める以外の「処分廃棄物」は、すべて「監視廃棄物」である。

(3) 連邦政府は、関係者の公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、次の各号に掲げる「利用廃棄物」を指定する法規命令の制定を委任される。

1 第 1 項の素材特徴に応じて、その利用及び監視につき、この法律により特別な条件を定めなければならない廃棄物（「特別監視利用廃棄物」）

2 種類、性状又は量から見て、適正及び無害の利用を確保する上で、一定の条件を必要とする廃棄物（「監視利用廃棄物」）

(4) 管轄庁は、第 1 項から第 3 項で挙げた利益と調和する限度において、個々の場合において、これとは異なる方法で廃棄物を分類することができる。

(廃棄物処分に関する任意証明手続)・

第 42 条 管轄庁は、家庭系廃棄物と併せて処分されない廃棄物の占有者に対し、その種類、量及び処分について証明し、並びに証明台帳を管理、保管し、審査のため提出するよう命じることができる。

(2) 前項による証明は、次の方法で求めることができる。

1. 開始前に意図する処分を占有者が表明し、処分者が引取表明を行い、管轄庁がそれを確認すること。

2. 処分後の所在について適切な証明を行なうこと。

この証明の種類、範囲及び内容は、管轄庁が義務裁量により定める。

- (3) 第 40 条第 2 項前段の義務者は、第 1 項に基づく命令がない場合でも、第 48 条第 4 号の法規命令が異なる期間を定めない限り、「処分廃棄物」を取り扱うに当たり、証明のために自己用の書類を 5 年間にわたり保存、管理しなければならない。（特別監視廃棄物の処分の強制証明手続）

第 43 条 本項の後段に掲げる義務者は、管轄庁がことさらに要求しなくとも、第 48 条第 5 号の法規命令で定める少量を除き、「特別監視廃棄物の処分について、前条第 1 項及び第 2 項に準じて証明台帳を管理し、書類を提示しなければならない。ここで義務者とは、次の各号のいずれかに該当する者である。

1. 「特別監視廃棄物が発生する施設の運転者
2. 「特別監視廃棄物」を回収、運搬するすべての者
3. 廃棄物処分施設の運転者
4. 「特別監視廃棄物が併せて処分される排水設備又は連邦イミシオン保護法にいう施設の運転者

- (2) 前項 1 号から 4 号までの一つに該当する者は、管轄庁に届け出なければならない。

- (3) 管轄庁は、公共の福祉への侵害のおそれがある場合を除き、申請があれば、取消しを留保して、第 1 項の義務者の証明台帳の管理又は書類提出義務の全部、又は個々の廃棄物の種類に限定して義務を免除することができる。

（強制証明手続の特例）

第 44 条 廃棄物の排出者又は占有者が場所的及び事業活動上密接な関係のある自家設備において廃棄物を処分する場合には、廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートが証明を代替する。前条の証明又は第 42 条第 3 項の簡易証明は、必要としない。個々の場合において証明を要求できる同条第 1 項の管轄庁の権限は、これに影響を受けるものではない。

- (2) 管轄庁は、場所的及び事業活動上密接な関係のない自家設備で処分が行なわれる場合

には、公益と一致することが廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートによって証明できるときは、前条による証明の提出を免除するものとする。この場合には、前項中段及び後段の規定を準用する。

(廃棄物の利用に関する任意の証明手続)

第 45 条 廃棄物の利用についての任意の証明手続には第 42 条で廃棄物処分について定めた規定を準用する。

(2) 監視を要しない廃棄物の利用に関する証明義務は、公共の福祉が要請する場合にのみ命じるものとする。管轄庁が第 42 条及び前項に基づき、「監視廃棄物」の利用において証明を求めるときは、その対象は次の各号のいずれかに限定するべきものとする。

1. 発生した廃棄物の種類及び量の通知並びに意図する利用
2. 実施済みの利用の証明
3. 廃棄物の所在証明

(3) 第 40 条第 2 項前段の義務者は第 42 条第 1 項及び本条第 1 項に基づく命令が発布されなくても、「監視利用廃棄物」の取り扱いにおいて、証明のため自己用の書類を保存し、管理しなければならない。

(特別監視廃棄物の利用に関する強制証明手続)

第 46 条 本項後段に掲げた義務者は、管轄庁がことさら求めなくても、第 48 条第 5 号が定める少量の場合を除き、「特別監視廃棄物」の利用について第 42 条第 1 項及び第 2 項に準じて証明書を管理し、書類を提出しなければならない。義務者は、次の各号の一つに該当する者である。

1. 「特別監視利用廃棄物」が発生する設備の運転者
- 2 「特別監視利用廃棄物」を回収又は運搬するすべての者
3. 「特別監視廃棄物」が利用される施設の運転者
4. 「特別監視廃棄物」が併せて利用される連邦イミシオン保護法にいう施設の運転者

(2) 前項 1 号から 4 号までの一つに該当する者は、管轄庁へ届け出なければならない。

(3) 管轄庁は、申請があるときは、公共の福祉への侵害のおそれがある場合を除いて、取消しを留保し、第 1 項の義務者の証明台帳の管理又は書類提出義務の全部、又は個々の廃棄物の種類に限定して義務を免除することができる。

(強制証明手続の特例)

第 47 条 廃棄物の排出者又は占有者が場所的及び事業活動的に密接な関係のある自家設備において廃棄物を利用する場合には、廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートが証明を代替する。前条の証明又は第 45・条第 3 項の簡易証明は、必要としない。個々の場合において証明を要求できる 44 条第 1 項の管轄庁の権限は、これに影響を受けるものではない。

(2) 管轄庁は、前項で挙げた施設以外で利用が実施される場合には、利用の適正及び無害性が廃棄物管理コンセプト及び廃棄物バランスシートによって証明できるときは、前条の証明の提出を免除するものとする。この場合には、前項中段及び後段を準用する。

(利用及び処分 of 証明に関する法規命令)

第 48 条 連邦政府は、関係者の公聴会 (第 60 条) を経た上で、連邦参議院の同意を得て、次の各号に掲げる事項を定める法規命令を制定するよう委任される。

- 1 管理を要する証明書、証明台帳、書類の保存及び保管は、一定の条件に従わなければならないこと。
- 2 前号の書類には、個々の廃棄物の種類又は廃棄物群に応じて異なる条件があてはまること。
- 3 管轄庁は、申請により、証明義務の種類、範囲及び内容について、本項第 1 号の法規命令で定めた条件と異なる内容を定めることができること。
- 4 本項第 1 号の証明書、証明台帳及び書類が一定の期間保管されなければならないこと。
- 5 廃棄物の種類及び性状に応じて異なる内容を定めることのできる少量の場合には、第 43 条第 1 項又は第 46 条第 1 項に基づき、書類を提出する必要がないこと。
- 6 第 43 条第 2 項又は第 46 条第 2 項の届出義務者並びに届出の様式及び内容

(運搬許可)

第 49 条 管轄庁の許可（運搬許可）がなければ、業として、「処分廃棄物」を回収又は運搬してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

1. 第 15 条、第 17 条及び第 18 条にいう処理主体並びにこれらの者が委託した第三者
2. 掘削土、道路を掘返したガレキ又は建設ガレキあって、有害成分によって汚染されていないものを回収又は運搬すること。
3. 管轄庁が、申請又は職権により、本項前段の規定による許可を受ける義務を免除する場合であって、事業場の枠内で行なう僅かな量の廃棄物を回収又は運搬すること。

(2) 申請者又は事業場の管理及び監督責任者の信頼性につき疑わせる事実がなく、回収者、運搬者及びこれらの者が委託した第三者が必要な事実及び専門知識を有する場合には、許可しなければならない。公共の福祉を守るために必要であるときは、許可には負担を付すことができる。運搬許可は、回収又は運搬行為を開始する前に必要とする第 12 条、第 24 条及び次条の法規命令が定める証明書の提示義務を免除するものではない。

連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、次の事項を定める法規命令を制定するよう委任される。

1. 申請書類、運搬許可の様式及びその内容
2. 手数料義務の要件を定めること、及び立替費用の保障。手数料は、少なくとも 10 ドイツマルクとする。手数料は、個々の場合において、1 万ドイツマルクを超えてはならない。行政手数料法の規定を適用する。

法規命令には、前項前段にいう事実及び専門知識についての条件を定め、負担を付し、その外、施設の許可の効力の発生は、一定の場合において、前項後段で定めた証明を提示することを条件とするものと定めることができる。

(4) 許可は、ドイツ連邦共和国内で効力を有する。許可官庁は、運搬者又は回収者が本社所在地を置く州の行政庁である。

(5) 危険な物品の運搬に関連し、安全上の理由から制定された法規命令の適用は妨げない。

(6)第1項の許可を受ける義務がある場合において、廃棄物を公道上で運搬する車両には、幅40cm、高さ少なくとも30cmの長方形の、蛍光塗料を塗布した白地の警告板2枚を取り付け、警告板には、黒色で「A」（文字の大きさ20cm、文字の太さは2cm）という文字が表示されていなければならない。警告板は、運搬中、車体の前後に、車体軸に対して垂直に道路から1、5mを超えない高さに、はっきりと識別できるように取り付けられていなければならない。牽引車の場合には、2枚目の警告板を被引車の後側に取り付けることを要する。取付作業は、運転手が行なわなければならない。

(仲介業務及びその他の場合の許可)

第50条 廃棄物を占有しないで、業として、第三者のために移転を仲介しようとする者は、管轄庁の許可を要する。申請者又は事業場（もしくは支店）の管理及び監督の受託者が信頼できないことにつき、正当に推定させる事実が存する場合を除き、許可しなければならない。公共の福祉を守り、又は環境保全に必要であるときには、許可には、内容上の制限を加え、負担を付することができる。これと同じ要件の下に許可に新たな負担を付し、変更を加え、又は補充することができる。許可官庁が右の事実を知っている場合は、申請者はその事実について反証しなければならない。事実が後で判明したときは、管轄官庁は、許可を取り消さなければならない。異議及び取消しの訴えには、停止効果は伴わない。

(2) 連邦政府は、関係者の公聴会を経た上で、連邦参議院の同意を得て、次に掲げる事項を定める法規命令を制定するよう委任される。

1. 特定の「特別監視利用廃棄物」を回収又は運搬する者は、前条第1項から第5項までを準用し、許可を必要とすること。
2. 公共の福祉を守るため、第4条から第7条の規定に基づいて、無害の利用につき特別の条件を課す「監視廃棄物」又は特定の「特別監視廃棄物」を市場へ提供し、もしくは利用する者は、許可を要し、又は自己の信頼性もしくは専門知識につき、別に定める詳細手続において証明しなければならないこと。

(3) 前2項の許可を必要としない場合には、第16条第1項の委託を受けた第三者は、その業務について管轄庁に届け出なければならない。

(運搬許可の免除及び仲介業務の許可)

第51条 次条第1項にいう処理専門業者である者が資格書類を添付し、予定する業務の

開始について管轄庁へ届け出た場合は第 49 条第 1 項及び前条第 1 項の許可は必要としない。

(2) 管轄庁は、第 5 条及び第 11 条の義務の履行を確保する上で必要である場合には、届出を要する業務の実施について負担を付すことができる。管轄庁が届出義務者又は事業場の管理及び監督責任者の信頼性につき、疑わせる事実を知り又は第 5 条及び第 11 条の義務の履行を他の方法では確保することができないときは、届出義務のある業務の実施を差し止めなければならない。

(処理専門業者及び処理業者取合)

第 52 条 処理専門業者とは、本条第 3 項により公認された処理業者取合が交付する品質保証マークを所持する資格を有する者、又は少なくとも年に一度の審査を内容とする監視契約を技術監視協会と締結した者をいう。監視契約は、廃棄物管理を管轄する州の最上級庁又はこれが指定する機関の承認を必要とする。承認は、個別的ではなく、包括的にも付与することができる。

(2) 連邦政府は、関係者との公聴会（第 60 条）を経た上で、連邦参議院の同意を得て、処理専門業者の資格要件を定める法規命令を制定するよう委任される。法規命令には、特に最低限度の専門知識及び人的信頼性並びに十分な強制賠償責任保険を締結していることの証明が要求されること、及び機器・設備条件について定めることができる。その外、処理専門業者の特別表彰について規定し、表彰・撤回・辞退・末梢及び審査の手段要件、審査機関の任命及び構成並びに審査方法について定めることができる。

(3) 処理業者組組合、廃棄物管理を管轄する州最上級庁又はこれが指定した機関の公認を必要とする。公認は、特に競争法上の制限が急迫しているときは、対処するためこれを取り消すことができる。処理業者組合は、連邦参議院の同意を得て連邦環境・自然保全・原子炉安全省が制定する統一行政指針に基づいて業務を遂行しなければならない。行政指針には、公認及び取消しの要件、監視標章並びにその交付及び没収の方式について定めることができる。

第八章 事業所組織及び廃棄物責任者

(事業所組織の届出義務)

第 53 条 連邦イミシオン保護法第 4 条にいう許可を要する施設の運転者、又はこの法律

の第 26 条にいう占有者が負う、この法律及びこの法律に基づいて制定された法規命令による義務に関し、代表権限の機関が複数の構成員から成る資本会社又は代表権限のある複数の社員が存在する人的会社にあつては、会社の業務執行の権限に関する規定により会社の代表権限を行使する者を管轄庁に届け出なければならない。ただし、代表権限の機関構成員又は社員の全員が連帯責任を負うことは、妨げない。

(2) 連邦イミシオン保護法第 4 条にいう許可を要する施設の運転者もしくはこの法律の第 26 条にいう占有者又は業務執行権限に関して前項前段により届け出をされる者は、廃棄物の回避、利用並びに環境と調和する処分に寄与する目的をもつ法規及び命令の遵守がそれぞれの事業所にあつて、どのような方法で確保されているかにつき、管轄庁に報告しなければならない。

(事業所内廃棄物責任者)

第 54 条 連邦イミシオン保護法第 4 条にいう許可を要する施設の運転者、「特別監視廃棄物が定期的に発生する施設の運転者、固定式選別及び利用もしくは廃棄物処分施設の運転者並びに第 26 条にいう占有者は、次の各号のいずれかの事由により必要であるときは、施設の種類又は規模を考慮した上で、1 名ないしは複数名の事業所内責任者(廃棄物責任者)を任命しなければならない。

1. 当該施設で発生し、利用又は処分された廃棄物
2. 回避、利用もしくは処分の技術上の問題点
3. 用途通りに使用し、又は使用した後で適正及び無害の利用を行い、又は環境と調和する処分を行なう上で困難のある性状をもつ生産物又は製品

連邦環境・自然保全・原子炉安全省は、関係者の公聴会(第 60 条)を経た上で、連邦参議院の同意を得て、法規命令を制定し、運転者が本項前段に基づいて廃棄物責任者を任命しなければならない施設を指定する。

(2) 管轄庁は、個々の場合において、前項前段にいう観点から必要である限度で、同項同段の施設の運転者の施設について法規命令が廃棄物責任者の任命を指定していなときは、1 名又は複数名の廃棄物責任者の任命を命じることができる。

(3) 連邦イミシオン保護法第 53 条によりイミシオン保護責任者、又は水管理法第 21 条の a により水域保全責任者が任命されなければならない場合には、これらの者は、この

法律に基づく廃棄物責任者の業務及び義務を遂行することができる。

(業務)

第 55 条 廃棄物責任者は、循環経済及び廃棄物処分に重要な業務について運転者及び事業所従業者の相談にあたる。廃棄物責任者は、次の各号に掲げる権限及び義務を有する。

- 1 廃棄物の発生又は引渡ししから、その利用又は処分に至るまでの経路を監視すること。
 - 2 この法律及びこの法律に基づき制定された法規命令の規定並びに条件及び負担が遵守されているかの有無について監視する。特に事業場及び施設で発生し、利用又は処分された廃棄物の種類や性状を定期的な間隔を置き検査し、欠陥が確認されたときは、その旨を報告し、是正方策について提案を行なうこと。
 - 3 廃棄物の回避、利用及び処分に適用される現行法令を考慮した上で、施設で発生し、利用及び処分される廃棄物に起因する公共の福祉への侵害並びに予防方策及び措置について事業所従業者を啓蒙すること。
 - 4 加えて、連邦イミシオン保護法第 4 条にいう許可を要する施設、又は「特別監視廃棄物」が定期的に発生する施設にあつては、次に掲げるものを開発し、導入するよう努力すること。
 - a) 環境にやさしい廃棄物の少ないプロセス。ただし、廃棄物の回避、適正かつ無害の利用又は環境と調和する処分方法を含む。
 - b) 環境にやさしい廃棄物の少ない製品。ただし、未使用の後での再使用及び再利用方法又は環境と調和する処分方法を含む。
 - c) 循環経済及び処分の視点を考慮し、特に方法及び製品の評価鑑定を行なうことによつて、a 及び b) で挙げた方法
 5. さらに、廃棄物利用又は処分施設における方法の改善に努力すること。
- (2) 廃棄物責任者は、前項の 1 号から 5 号までの規定に基づいて講じた措置及び予定する措置について毎年 1 回運転者に報告する。
- (3) 任命義務者と廃棄物責任者の関係には、連邦イミシオン保護法の第 55 条から第 58

条までの規定を準用する。

第九章 最終規定

(秘密保持義務及びデータ保護)

第 56 条 秘密保持及びデータ保護の関する法規の適用は妨げない。

(ヨーロッパ共同体法令の国内法化)

第 57 条 ヨーロッパ共同体の法令を国内法へ転換するため、連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、第 1 条に掲げた目的に照らし、適正かつ無害の利用及び環境と調和する処分を確保するために法規命令を制定することができる。法規命令には、国民一般へ公示する方法についても定めることができる。

(連邦国防軍内での執行)

第 58 条 連邦国防省の所管事項内では、軍所有の廃棄物の利用及び処分に関し、法律及びこの法律に基づく法規命令の執行については、連邦国防大臣及びこの者が指定した機関が管轄する。

(2) 連邦国防省は、国防軍内で発生する、前項にいう廃棄物の利用又は処分に関し、国防上やむをえない事由があり、又は国際上の責務を履行する上で必要であるときは、この法律及びこの法律に基づく法規命令により、特則を定めることができる。

(法規命令発布の際の連邦議会の関与)

第 59 条 この法律の第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 4 号、第 23 条、第 24 条及び第 57 条による法規命令は、連邦議会へ送付しなければならない。送付は、連邦参議院へ回付する前に行う。連邦議会は、決議により法規命令を変更又は拒否できる。連邦議会の決議は、連邦政府へ送付される。法規命令が連邦議会で受理された後、3 週間の審議期間が経過しても、当該法規命令の審議が開始されなければ、無修正のままで連邦参議院へ回付する。

(関係者の公聴会)

第 60 条 法規命令及び一般行政規定を制定する委任規定が関係者の公聴会について定めている場合には、学識経験者、当事者、関係業界、廃棄物管理を管轄する州最高官庁、市町

村及び市町村連合からそれぞれ選ばれた代表の意見を聴聞しなければならない。

(過料規定)

第 61 条 故意又は過失による次の各号の一つに該当する行為は秩序違反とする。

- 1 第 27 条第 1 項前段の施設以外で利用されない廃棄物を中間処理し、保管又は最終貯蔵すること。
- 2 第 27 条第 1 項前段に反して、許可された廃棄物の処分施設以外で「処分廃棄物」を中間処理し、保管又は最終貯蔵すること。
- 3 第 49 条第 1 項前段による許可を受けないで「処分廃棄物」を回収、運搬し、又は第 49 条第 2 項中段に基づく執行力のある負担に違反すること。
- 4 第 50 条第 1 項による許可を受けないで廃棄物の移転の仲介を行なうこと。
- 5 第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条、第 12 条第 1 項、第 23 条、第 24 条、第 27 条第 3 項前段及び中段、第 49 条第 3 項又は第 50 条第 2 項の法規命令に違反しそれぞれの法規命令が特定の構成要件について、この過料規定を援用する場合。

(2) 故意又は過失による次の各号の一つに該当する行為は秩序違反とする。

- 1 第 25 条第 2 項前段、第 43 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に反して、届け出ないこと。
- 2 第 30 条第 1 項前段に反して、土地への立入り又は測量、土壌もしくは地下水の検査の実施を拒むこと。
- 3 第 40 条第 2 項前段に反して、情報の提供をせず、又は完全にもしくは正しく提供しないこと。
- 4 第 40 条第 2 項中段又は第 3 項に反して、土地、住居、事業所又は事業場施設への立入り、書類の閲覧又は技術上の検査もしくは審査の実施を認めないこと。
- 5 第 40 条第 3 項に反して、作業員、工具又は書類を提供しないこと。
- 6 第 45 条第 1 項と関連する第 40 条第 3 項、第 42 条第 1 項又は第 54 条第 2 項による

執行命令に違反すること。

- 7 第 43 条第 1 項前段又は第 46 条第 1 項前段に反して、証明台帳を管理せず、又は証明書類を提示しないこと。
- 8 第 49 条第 6 項に反して、警告板を取り付けず、又は法定の方法で取り付けないこと。
- 9 第 54 条第 1 項後段による法規命令と関連する同条同項前段に反して、廃棄物責任者を任命しないこと。
- 10 第 48 条による法規命令に違反し、特定の構成要件に関し、同法規命令が本過料規定の適用を援用する場合。

(3) 第 1 項による秩序違反は、10 万マルクまでの過料、前項による秩序違反は、2 万マルクまでの過料で処罰することができる。

(没収)

第 62 条 前条. 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号による秩序違反の場合、次に掲げる物品は没収できる。

1. 秩序違反に係る物品
2. 秩序違反の行為もしくは準備に使用され、又はその目的に向けられていた物品秩序違反に関する法律の第 23 条は、この場合に適用する。

(管轄庁)

第 63 条 州政府又はこれが指定した機関は、州法が定める場合を除き、この法律の執行官庁について定める。

(経過規定)

第 64 条 廃棄物の回避及び処理に関する現行法の第 5 条の a 及び第 5 条の b は、この法律の第 7 条及び第 24 条に基づく法規命令が制定されるまでは効力を有する。

別表 I (廃棄物の分類)

- Q1. 次に詳述されない生産又は消費残留物
- Q2. 規格類に適合しない製品
- Q3. 有効期間の経過した製品
- Q4. 意図なく偶然に運び出され、もしくは紛失し、又はその他の自己に遭遇した製品であって、その際に汚染した製品。全ての物質、設備部分等を含む。
- Q5 意図的な作業により汚染又は汚損した物質（例えば、洗浄残留物、包装材、容器等）
- Q6 使用できない要素(例えば、使い尽くしたバッテリー、触媒等)
- Q7 使用できなくなった物質（例えば、汚染した酸、溶剤、硬化剤等）
- Q8. 工業生産の工程で生じた残留物（例えば、鉍浮、蒸留残留物等）
- Q9 不純物抑制工程で生じた残留物（例えば、ガス洗浄廃泥、空気フィルターの残留物、使用済みフィルター等）
- Q10 機械・切削加工の工程で発生する残留物（例えば、旋盤やフレス盤の等金属屑）
- Q11 原料の採掘・選鉍の際に発生する残留物（例えば、鉍山、原油採掘等における）
- Q12 汚染物質（例えば、PCB 汚染の油類等）
- Q13 法律で使用を禁止するあらゆる種類の物質又は製品
- Q14 占有者が使用せず、又はもはや使用しない製品（例えば、農業、家庭、事務所、販売店、工場等における）
- Q15. 土壌の清浄化の際に生じる汚染物質及び製品
- Q16. 以上の分類のいずれにも該当しないあらゆる物質又製品

別表 I I A 処分方法

本義では、実際に使われる方法を掲げる。廃棄物に関する 1975 年 7 月 25 日の理事会 EC 指令 75/442 号 (EC 官報 L194 号 39 頁) - EC 指令 91/156 号 (EC 官報 L78 号 32 頁) により変更。最終的には EC 指令 91/692 号 (EC 官報 L377 号 48 頁) で変更を受ける 一の第 4 条に従い、廃棄物は人の健康を害するおそれがなく、環境を破壊するおそれのある方式や方法を使わずに処分しなければならない。

D1 地中又は地上での貯蔵 (すなわち最終処分場等)

D2 土壌処理 (例えば、液体又は泥状廃棄物の地中での生物分解等)

D3 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へポンプ注送可能な廃棄物を注入すること。)

D4 表面貯留 (例えば、液状又は泥状廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。)

D5 特別設計の最終処分場 (例えば、閉鎖・隔離・速水区画地での貯蔵)

D6 海洋を除く水域へ投入すること。

D7 海底下への注入を含む海洋への投入

D8 本表中の他のところで掲げていない生物学的処理であって、本表中の方法の一つで処理される最終化合物又は混合物を生じさせるもの。

D9 本表中の他のところで掲げていない物理化学的処理であって、本表中の方法の一つで処理される最終化合物又は混合物を生じさせるもの (例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿等)。

D10 陸上焼却

D11 海上焼却

D12 恒久貯蔵 (例えば、容器に入れ鉱坑において貯蔵すること。)

D13 本表中に掲げるいずれかの方法に先行する混合

D14 本表中に掲げるいずれかの方法に先行する再条件化プロセス

D15 本表中に掲げるいずれかの方法が使われるまでの保管（中間貯蔵）。廃棄物の発生場所に一回収まで一時的に保管することを除く。

別表 I I B 利用方法

本表では、実際に使われる利用方法を掲げる。廃棄物に関する 1975 年 7 月 25 日の理事会 EC 指令 75/442 号（EC 官報 L194 号 39 頁） EC 指令 91/156 号（EC 官報 L78 号 32 頁）で変更。最終的には EC 指令 91/692 号（EC 官報 L377 号 48 頁）で変更を受ける。の第 4 条に従い、廃棄物は、人の健康を害するおそれがなく、環境を破壊するおそれのある方式や方法を使わずに利用しなければならない。

R1 溶剤の回収／再生

R2 溶剤として使用しない有機物の利用／回収

R3 金属及び金属化合物の利用／回収

R4 他の無機物の利用／回収

R5 酸又は塩基の再生

R6 不純物の抑制に使用した成分の再生

R7 触媒成分の再生

R8 廃油の精製又はその他の再使用の方法

R9 燃料として（直接焼却を除く）又はエネルギー回収のために他の媒体として使用

R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理。堆肥化及びその他の生物学的転換方法を含む。廃棄物に関する 1975 年 7 月 25 日の理事会の EC 指令 75/442 号（EC 官報 L194 号 39 頁）

R11 R1 から R10 に掲げるいずれかの方法で得られる残留物の使用

R12 R1 から R11 までに掲げるいずれかの方法を実施するための廃棄物の交換

R13 本表中に掲げるいずれかの方法が定めている物質の集積。廃棄物の発生場所に一回収
まで— 一時的に保管することを除く。

参考資料 5 廃棄物管理コンセプト用報告用紙 独語及び和訳版

廃棄物管理コンセプト報告用紙

An B.A.U
Matthias Kaufmann
Senden

Fax-Nr.(073 07)97 64 31

**Antwortfax zu Abfallbilanzen
Und Abfallwirtschaftskonzepten: Formblätter**

Unsere Meinung/Praxiserfahrungen zu / mit den Formblättern ist / sind:

Bei der Nutzung der EDV-Dateien hatten/haben wir folgende Probleme:

Wir haben folgende Verbesserungsvorschläge:

Wir hatten Bedarf an vergleichbaren Datenblättern zu folgenden Themen:

処理廃棄物内容報告並びに

廃棄物管理コンセプトに関する返信ファックス：書式

上記の書類の書式に関する意見、実際の経験など：

情報処理データを使用した際の問題点：

改善のための提案：

同様のデータ書式を作るべきであるとおもわれるテーマ：

Abfallbilanz f. Jahr:	<input type="text"/>		
Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre:	<input type="text"/>	bis:	<input type="text"/>
lfd. Blatt-Nr.	<input type="text" value="1"/>	umfaßt insgesamt	<input type="text"/> Seiten (entspr. lfd. Blatt-Nrn.)
erstellt von:	<input type="text"/>	Erstellungsdatum:	<input type="text"/>
Angaben zum Unternehmen (Bilanz- / Konzeptpflichtiger)			
Firma:	<input type="text"/>		
Str. / Hausnummer:	<input type="text"/>		
PLZ / Ort:	<input type="text"/>		
<i>evtl. abweichende Standortadresse, f. die die Bilanz / das Konzept erstellt wird</i>			
Werksbezeichnung:	<input type="text"/>		
Str. / Hausnummer:	<input type="text"/>		
PLZ / Ort:	<input type="text"/>		
Ansprechpartner f. eventuelle R. / Fragen			
Titel / Vorname / Name:	<input type="text"/>		
Tel.-Durchwahl:	<input type="text"/>	Fax:	<input type="text"/>
Angaben zu den Anfallstellen			
interne Anfallstellen-Nr.:	<input type="text" value="A - 01"/>	<i>(lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)</i>	
betriebliche Bezeichnung:	<input type="text"/>		
amtl. Erzeugernummer:	<input type="text"/>		
Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig:	<input type="text" value="ja / nein"/>	wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:	<input type="text"/>
f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:	<input type="text" value="ja / nein"/>		
interne Anfallstellen-Nr.:	<input type="text" value="A - 02"/>	<i>(lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)</i>	
betriebliche Bezeichnung:	<input type="text"/>		
amtl. Erzeugernummer:	<input type="text"/>		
Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig:	<input type="text" value="ja / nein"/>	wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:	<input type="text"/>
f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:	<input type="text" value="ja / nein"/>		
interne Anfallstellen-Nr.:	<input type="text" value="A - 03"/>	<i>(lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)</i>	
betriebliche Bezeichnung:	<input type="text"/>		
amtl. Erzeugernummer:	<input type="text"/>		
Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig:	<input type="text" value="ja / nein"/>	wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:	<input type="text"/>
f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:	<input type="text" value="ja / nein"/>		
<i>(* = Entsorgung der "freigestellten" Entsorger gem 7 13 Nachw)</i>			
			es folgt ein "Folgeblatt Anfallstellen" <input type="checkbox"/>
			es folgt das "Formblatt Entsorgerbogen" <input type="checkbox"/>

処理廃棄物内容報告 年
 廃棄物管理コンセプト 年から 年まで
 識別書類番号 合計
 作成者 作成日

企業について(処理廃棄物ならびに廃棄物管理コンセプトの提出義務を負っている企業)

企業名
 住所
 郵便番号 / 都市

上記とは別の場所で処理廃棄物内容報告ならびに廃棄物管理コンセプトが作成される場合

工場名
 住所
 郵便番号 / 都市

担当者

役職 / 名 / 姓
 電話番号 Fax:

廃棄物取扱施設について

取扱施設内部番号
 事業所名
 公用製造者番号 「する」の場合、
 施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか 連邦排出物規制命令第4条 段
 この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:

取扱施設内部番号
 事業所名
 公用製造者番号 「する」の場合、
 施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか 連邦排出物規制命令第4条 段
 この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:

取扱施設内部番号
 事業所名
 公用製造者番号 「する」の場合、
 施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか 連邦排出物規制命令第4条 段
 この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:

*= 証明命令第13条により許可免除を受けた廃棄物処理業者を通じて廃棄物が処理される

「取扱施設についての書式」へ続く
 「廃棄物処理業者についての書式」へ続く

lfd. Blatt-Nr. zu

Abfallbilanz f. Jahr:

Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre: bis:

Angaben zu weiteren Anfallstellen

interne Anfallstellen-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)

betriebliche Bezeichnung:

amtl. Erzeugernummer:

Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig: wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:

f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:

interne Anfallstellen-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)

betriebliche Bezeichnung:

amtl. Erzeugernummer:

Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig: wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:

f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:

interne Anfallstellen-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)

betriebliche Bezeichnung:

amtl. Erzeugernummer:

Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig: wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:

f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:

interne Anfallstellen-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)

betriebliche Bezeichnung:

amtl. Erzeugernummer:

Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig: wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:

f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:

interne Anfallstellen-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)

betriebliche Bezeichnung:

amtl. Erzeugernummer:

Anlage ist nach BImSchG genehmigungsbed. ftig: wenn ja, Spalte / Nr. 4. BImSchV:

f. Abf. aus dieser Anfallstelle ist eine Anzeige nach 7 11 Nachw* erfolgt:

(* = Entsorgung der "freigestellten" Entsorger gem 7 13 Nachw)

es folgt ein weiteres "Folgeblatt Anfallstellen"

es folgt das "Formblatt Entsorgerbogen"

識別書類番号	<input type="text"/>
処理廃棄物内容報告	<input type="text"/> 年
廃棄物管理コンセプト	<input type="text"/> 年から <input type="text"/> 年まで
その他の廃棄物取扱施設について	
取扱施設内部番号	<input type="text"/> A-
事業者名	<input type="text"/>
公用製造者番号	<input type="text"/> 「する」の場合、
施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか	<input checked="" type="checkbox"/> する/ <input type="checkbox"/> しない 連邦排出物規制命令第4条 <input type="checkbox"/> 段
この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:	<input type="checkbox"/> される/ <input type="checkbox"/> されない
取扱施設内部番号	<input type="text"/> A-
事業者名	<input type="text"/>
公用製造者番号	<input type="text"/> 「する」の場合、
施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか	<input checked="" type="checkbox"/> する/ <input type="checkbox"/> しない 連邦排出物規制命令第4条 <input type="checkbox"/> 項
この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:	<input type="checkbox"/> される/ <input type="checkbox"/> されない
取扱施設内部番号	<input type="text"/> A-
事業者名	<input type="text"/>
公用製造者番号	<input type="text"/> 「する」の場合、
施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか	<input checked="" type="checkbox"/> する/ <input type="checkbox"/> しない 連邦排出物規制命令第4条 <input type="checkbox"/> 項
この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:	<input checked="" type="checkbox"/> される/ <input type="checkbox"/> されない
取扱施設内部番号	<input type="text"/> A-
事業者名	<input type="text"/>
公用製造者番号	<input type="text"/> 「する」の場合、
施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか	<input checked="" type="checkbox"/> する/ <input type="checkbox"/> しない 連邦排出物規制命令第4条 <input type="checkbox"/> 項
この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:	<input checked="" type="checkbox"/> される/ <input type="checkbox"/> されない
取扱施設内部番号	<input type="text"/> A-
事業者名	<input type="text"/>
公用製造者番号	<input type="text"/> 「する」の場合、
施設は連邦廃棄物規正法に定められた許可を必要とするか	<input checked="" type="checkbox"/> する/ <input type="checkbox"/> しない 連邦排出物規制命令第4条 <input type="checkbox"/> 項
この施設から出る廃棄物には証明命令第11条*による提示がなされるか:	<input checked="" type="checkbox"/> される/ <input type="checkbox"/> されない
*証明命令第13号のより許可免除を受けた廃棄物処理者を通じて廃棄物が処理される。	
さらに「取扱施設についての書式」へ続く <input type="checkbox"/>	
「廃棄物処理業者についての書式」へ続く <input type="checkbox"/>	

lfd. Blatt-Nr. zu
 Abfallbilanz f. Jahr:
 Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre: bis:

Angaben zu den betroffenen Entsorgungsunternehmen
 interne Entsorger-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)
 Betreiber:
 Bezeichnung der Anlage:
 Straße / Hausnummer:
 PLZ / Ort:
 aml. Entsorgernummer:
 Verwertungs- / Beseitigungsverfahren: (Codierung nach Anhang IIA bzw. IIB KrW-/AbfG)
 Freistellung nach § 13 NachW: Freistellungs-Nr.:
 zertifiziert als Entsorgungsfachbetrieb: Zertifikats-Nr.:

nur auszuf. len bei Entsorgung au. erhalb der Bundesrepublik Deutschland
 Einfuhrstaat: (Codierung nach Entscheidung 94/774/EG)

nur auszuf. len bei Entsorgung au. erhalb einer Anlage
 Ort der Entsorgung:

nur auszuf. len f. Abfallwirtschaftskonzept
 Angabe der Anteile an Gesamtmenge der gemäss Abfallisten in die Anlage eingebrachten Stoffe:
 stofflich verwertet: % von Gesamtmenge
 energetisch verwertet: % von Gesamtmenge
 beseitigt: % von Gesamtmenge
 weder noch: % von Gesamtmenge

nur auszuf. len bei Eintrag "weder noch"
 vorgesehene Verfahren: (Codierung nach Anhang IIA bzw. IIB KrW-/AbfG)
 Anlagentyp / Branche:

es folgt ein weiterer "Entsorgerbogen"
 es folgt das "Formblatt Bef. dererbogen"
 es folgt das "Formblatt Abfall-Liste"

識別書類番号	<input type="text"/>
処理廃棄物内容報告	<input type="text"/> 年
廃棄物管理コンセプト	<input type="text"/> 年から <input type="text"/> 年まで
該当廃棄物処理業者について	
廃棄物処理業者内部番号	E - <input type="text"/>
事業主	<input type="text"/>
施設の名称	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
郵便番号 / 都市	<input type="text"/>
公用廃棄物処理業者番号	<input type="text"/>
分別並びに廃棄工程	<input type="text"/> (リサイクル経済法/連邦廃棄物法追記 A及び Bに記載のコード番号を入力)
証明令第13号によって許可免除を受けているか	<input type="text"/> いる/いない 許可免除番号 <input type="text"/>
廃棄物処理専門業としての許可を受けているか	<input type="text"/> いる/いない 許可番号 <input type="text"/>
ドイツ連邦共和国以外で廃棄物処理がある場合のみ記入	
輸入国	<input type="text"/> (施工法94・/774の定めるコード番号を記入)
複数の施設で廃棄物処理を行う場合のみ記入	
廃棄物処理の場所	<input type="text"/>
廃棄物管理コンセプトがある場合のみ記入	
廃棄物リストに従って施設へ持ち込まれた物質の全体量に対する内訳	
物質の再資源化	全体の 全体量の <input type="text"/> %
エネルギーへの再資源化率	全体の <input type="text"/> %
廃棄	全体の <input type="text"/> %
その他	全体の <input type="text"/> %
その他に記入がある場合のみ記入	
予定されている処理工程	<input type="text"/> (リサイクル経済法/連邦廃棄物法追記 A及び Bに記載のコードを記入)
施設のタイプ/専門	<input type="text"/>
さらに「廃棄物処理業者についての書式」に続く <input type="checkbox"/> 「輸送業者についての書式」に続く <input type="checkbox"/> 「廃棄物リストについての書式」へ続く <input type="checkbox"/>	

lfd. Blatt-Nr. zu
 Abfallbilanz f. Jahr:
 Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre: bis:

Angaben zu den betroffenen Beförderungsunternehmen ("Transporteuren")
(nur erforderlich bei Einsammlung oder Sammelnachweis)

interne Beförderer-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)
 Firmenname:
 Straße / Hausnummer:
 PLZ / Ort:
 amtliche Beförderernummer:
 zertifiziert als Entsorgungsfachbetrieb: Zertifikats-Nr.:

interne Beförderer-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)
 Firmenname:
 Straße / Hausnummer:
 PLZ / Ort:
 amtliche Beförderernummer:
 zertifiziert als Entsorgungsfachbetrieb: Zertifikats-Nr.:

interne Beförderer-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)
 Firmenname:
 Straße / Hausnummer:
 PLZ / Ort:
 amtliche Beförderernummer:
 zertifiziert als Entsorgungsfachbetrieb: Zertifikats-Nr.:

interne Beförderer-Nr.: (lfd. Nr. nur f. Bilanz / Konzept!)
 Firmenname:
 Straße / Hausnummer:
 PLZ / Ort:
 amtliche Beförderernummer:
 zertifiziert als Entsorgungsfachbetrieb: Zertifikats-Nr.:

es folgt ein weiterer "Befördererbogen"
 es folgt das "Formblatt Abfall-Liste"

識別書類番号	<input type="text"/>		
処理廃棄物内容報告	<input type="text"/>	年	
廃棄物管理コンセプト	<input type="text"/>	年	から <input type="text"/> 年まで
該当輸送業者について			
輸送業者内部番号	<input type="text" value="B -"/>		
業者名	<input type="text"/>		
住所	<input type="text"/>		
郵便番号 / 都市	<input type="text"/>		
公用輸送業者番号	<input type="text"/>		
廃棄物処理専門業としての許可を得ているか	<input type="text" value="いる/いない"/>	許可番号	<input type="text"/>
輸送業者内部番号	<input type="text" value="B -"/>		
業者名	<input type="text"/>		
住所	<input type="text"/>		
郵便番号 / 都市	<input type="text"/>		
公用輸送業者番号	<input type="text"/>		
廃棄物処理専門業としての許可を得ているか	<input type="text" value="いる/いない"/>	許可番号	<input type="text"/>
輸送業者内部番号	<input type="text" value="B -"/>		
業者名	<input type="text"/>		
住所	<input type="text"/>		
郵便番号 / 都市	<input type="text"/>		
公用輸送業者番号	<input type="text"/>		
廃棄物処理専門業としての許可を得ているか	<input type="text" value="いる/いない"/>	許可番号	<input type="text"/>
輸送業者内部番号	<input type="text" value="B -"/>		
業者名	<input type="text"/>		
住所	<input type="text"/>		
郵便番号 / 都市	<input type="text"/>		
公用輸送業者番号	<input type="text"/>		
廃棄物処理専門業としての許可を得ているか	<input type="text" value="いる/いない"/>	許可番号	<input type="text"/>
さらに「輸送業者についての書式」へ続く <input type="checkbox"/> 「廃棄物リストについての書式」へ続く <input type="checkbox"/>			

lfd. Blatt-Nr. zu

Abfallbilanz f. Jahr:

Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre: bis:

Angaben zu Abfallarten / Verbleib / Entsorgungswegen
(alle Mengenangaben in Tonnen)

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

(2) von: **A -** mit / zu: **B -** er: **E -** zu: **E -**

Menge:

Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

(1) = nach EAKV / Bestb / bFV / Best / AbfV; bis 31.12.1998 nach LAGA-Abfallartenkatalog
(2) "A-" = interne Anfallstellen-Nr., "B-" = interne Beförderer-Nr., "E-" = interne Entsorgungnummer; n. d. Anweisung s. Ausf. Anleitung!

es folgt ein weiteres "Formblatt Abfall-Liste"

Ende der Bilanz / des Konzeptes

(Übertrag der letzten lfd. Blatt-Nr. als Gesamtseitenzahl in Deckblatt nicht vergessen!)

識別書類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
処理廃棄物内容報告	<input style="width: 100%;" type="text"/> 年						
廃棄物管理コンセプト	<input style="width: 100%;" type="text"/> 年 から <input style="width: 100%;" type="text"/> 年 まで						
廃棄物の種類について、所在、廃棄経路 (数量はトン単位で記載のこと)							
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
廃棄物分類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/> 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2) 発注業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> A -	輸送業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> B -	中間業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -	最終業者	<input style="width: 100%;" type="text"/> E -
処理量	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	<small>総括年</small>		<small>第1計画年</small>	<small>第2計画年</small>	<small>第3計画年</small>	<small>第4計画年</small>	<small>第5計画年</small>
さらに「廃棄物リストについての書式」へ続く <input type="checkbox"/>							
処理廃棄物内容報告並びに廃棄物管理コンセプトについての記載は以上 <input type="checkbox"/>							
<small>(総ページ数をカバーページに忘れずに記入してください。)</small>							

lfd. Blatt-Nr. zu

Abfallbilanz f. Jahr:

Abfallwirtschaftskonzept f. Jahre: bis:

Angaben zu Abfallarten / Verbleib / Entsorgungswegen
(alle Mengenangaben in Tonnen)

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

Abfallcode: (2) Bezeichnung:

(3) von: A - mit / zu: B - er: E - zu: E -

Menge: Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

Abfallcode: (2) Bezeichnung:

(3) von: A - mit / zu: B - er: E - zu: E -

Menge: Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

Abfallcode: (2) Bezeichnung:

(3) von: A - mit / zu: B - er: E - zu: E -

Menge: Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

Abfallcode: (2) Bezeichnung:

(3) von: A - mit / zu: B - er: E - zu: E -

Menge: Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

Abfallschlüssel-Nr: (1) Bezeichnung:

Abfallcode: (2) Bezeichnung:

(3) von: A - mit / zu: B - er: E - zu: E -

Menge: Bilanzjahr 1. Konzeptjahr 2. Konzeptjahr 3. Konzeptjahr 4. Konzeptjahr 5. Konzeptjahr

(1) = nach EAKV / Bestb / bfv / Best - AbfV; bis 31.12.1998 nach LAGA-Abfallartenkatalog
 (2) = nach VO (EWG) 259/93 ("Ampellisten"); Angabe nur bei Verwertung außerhalb der Bundesrepublik Deutschland erforderlich!
 (3) "A." = interne Anfallstellen-Nr., "B." = interne Beförderer-Nr., "E." = interne Entsorgungsnummer; näheres s. Anweisung!

es folgt ein weiteres "Formblatt Abfall-Liste"

Ende der Bilanz / des Konzeptes

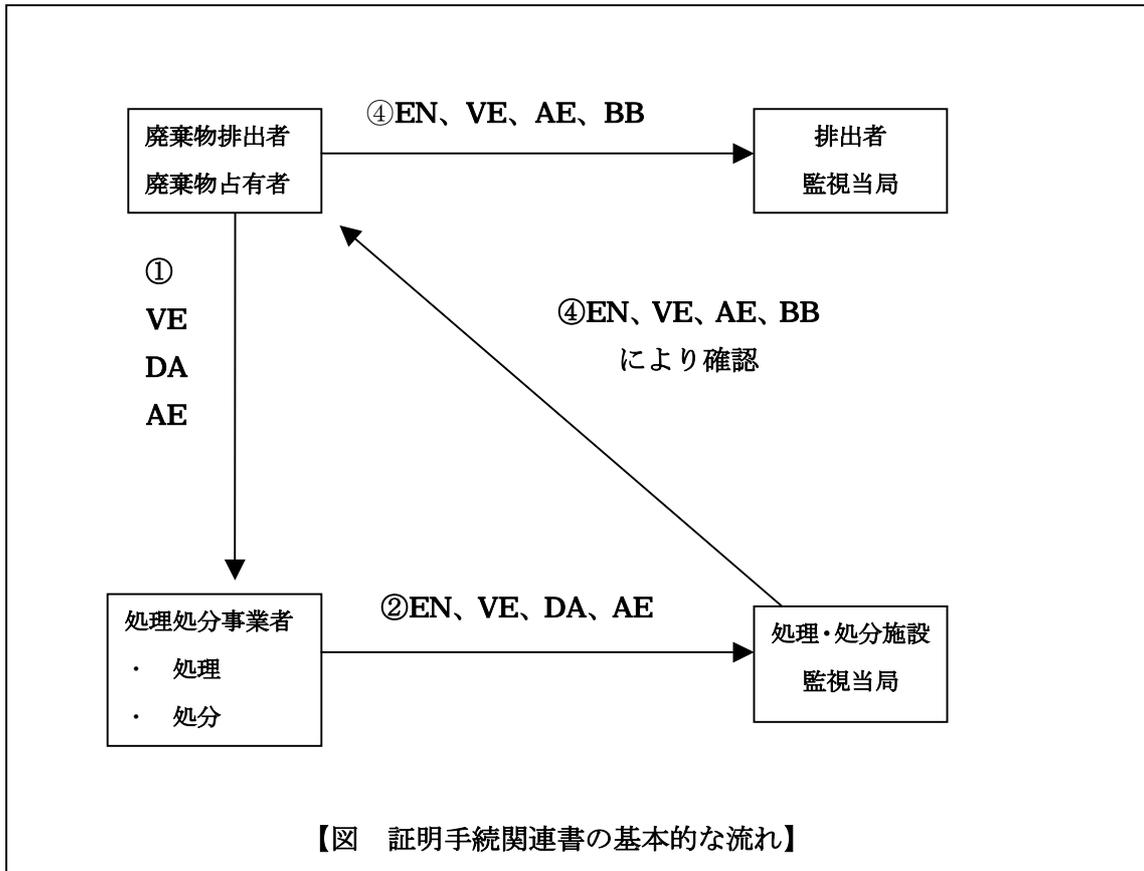
(/betrag der letzten lfd. Blatt-Nr. als Gesamtseitenzahl in Deckblatt nicht vergessen!)

識別書類番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
処理廃棄物内容報告	年 <input style="width: 20px;" type="text"/>				
廃棄物管理コンセプト	年 <input style="width: 20px;" type="text"/> から <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> まで				
廃棄物の種類について、所在、廃棄経路 (数量はトン単位で記載のこと)					
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
廃棄物分類番号 (1)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
廃棄物コード番号 (2)	<input style="width: 100%;" type="text"/>		名称	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(3) 発注業者	A - <input style="width: 50px;" type="text"/>	輸送業者	B - <input style="width: 50px;" type="text"/>	中間業者	E - <input style="width: 50px;" type="text"/>
最終業者	E - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
処理量	<input style="width: 50px;" type="text"/>				
	総括年	第1計画年	第2計画年	第3計画年	第4計画年
	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>	<input style="width: 50px;" type="text"/>
さらに「廃棄物リストについての書式」へ続く <input style="width: 20px;" type="checkbox"/>					
処理廃棄物内容報告並びに廃棄通管理コンセプトについての記載は以上 <input style="width: 20px;" type="checkbox"/>					
(総ページ数をカバーページに忘れずに記入してください。)					

参考資料6 証明手続関連書類（廃棄物用マニフェスト）和訳版

資料：証明手続関連書

- B-1 証明手続に関する審査機関等
- B-2 証明手続書（EN カバー用紙）：発生者による廃棄物の処理方法に関する宣言書
- B-3 証明手続書（VE 責任表明書－1）廃棄物処理の責任者を明示
- B-4 証明手続書（VE 責任表明所－2）廃棄物処理の責任者を明示
- B-5 証明手続書（DA 表明分析書－1）廃棄物の組成・内訳に関する表明
- B-6 証明手続書（DA 表明分析書－2）廃棄物の組成・内訳に関する表明
- B-7 証明手続書（AE 引受証明書－1）廃棄物処理業者が引き受ける場合の引受書
- B-8 証明手続書（AE 引受証明書－2）廃棄物処理業者が引き受ける場合の引受書
- B-9 証明手続書（BB 当局の確認書）当局の廃棄物管理に関する情報管理書
- B-10 証明手続書（AA 証明政令 11 条に基づく表明書）
- B-11 証明手続書（附表 廃棄物処理証明のための附表）
- B-12 証明手続書（引受証）廃棄物処理を委託された処理業者が企業情報を記入



<B-1 証明手続に関する審査期間等>

許可までの時間的経過と期間

(完全な形での申請書が提出された時点を開始点とする。)

⇒正式許可	7ヶ月
⇒略式許可	3ヶ月
⇒変更許可（公聴がある場合）	6ヶ月
⇒変更許可（公聴がない）	3ヶ月

審査過程：略式認可の行程

⇒ 申請書提出前の相談（申請書類作成のためのアドバイス）	
⇒ 申請書提出	
⇒ 内容に問題がないかの審査 (内部審査、必要に応じて専門部署や当局が関与)	4週間
⇒申請書の追加提出要求（期限付き）（提出期限は最大3ヶ月であり、それを越えた場合には申請書は却下される）	
⇒申請書に問題がないことの確定	
⇒申請書を関係当局や各所へ送付し、それぞれの専門分野や担当領域に関する見を求める	4週間
⇒決定通知の発行	4週間

<B-2 証明手続書：EN カバー用紙>

1996年連邦法律書式、第1部、47番、1996年9月20日ボン発行

書式：廃棄物処理証明書（VE）

廃棄物処理証明書（EN）／一括廃棄物処理証明書（SN）／廃棄物処理略式証明書（VN）
／一括廃棄物処理略式証明書（VS）

（廃棄物処理業者が記入する）

番号：_____

（申請者は記入しないこと）

- EN 特に監督を必要とする廃棄物に対する廃棄物処理証明書、 再資源化、 廃棄
SN 特に監督を必要とする廃棄物に対する一括廃棄物処理証明書 再資源化、 廃棄
VN 特に監督を必要とする廃棄物に対する廃棄物処理略式証明書、 再資源化、 廃棄
SN 特に監督を必要とする廃棄物に対する一括廃棄物処理略式証明書 再資源化、 廃棄

廃棄物排出業者について

会社名／団体名：_____

住所：_____

郵便番号：_____ 都市：_____

担当者：_____

電話番号：_____ Fax 番号：_____

ひとつの廃棄物排出業者が同じ施設で何種類もの廃棄物を処理できるかぎりにおいては、これらは一通の廃棄物処理証明書にまとめて記載することができる。該当一施設に対して一通、別途「責任申告書」の書類への記入が必要。施設には通し番号を付ける。廃棄物処理業者の引受申告書また該当する場合、担当官庁の確認書においてもその番号が使われる。

この廃棄物処理証明書には責任表明が含まれる。

識別番号_____番～_____番

廃棄物排出業者についての覚書（廃棄物処理証明書と一括廃棄物処理証明書のために記入）

当局での取扱開始日：_____

書類に問題点はないか：_____

証明命令第5条5項による申請期間有効期限：_____

責任申告書、引受申告書ならびに当局の確認は、（証明命令に基づいて必要とされる場合）関係当局にはコピーが配られる。

<B-3 証明手続書：VE 責任表明書-1>

1/2 ページ、書式：責任申告書 (VE)

番号：_____

証明のための責任申告：

申請者は記入しないこと。廃
物処理計画または処理廃棄物内

廃棄物処理計画のための廃棄物内訳：

容報告の表紙の番号を用いる。

処理廃棄物内容報告のための廃棄物内容：

識別番号：_____ 1)

証明命令第 11 条による公示のための廃棄物内訳：

別紙あり

(廃棄物排出業者が記入)

1 廃棄物の出所 (集積処理の場合には記入しないこと。)

1. 1 廃棄物取扱場所の名称 2)

1. 2 附記の書類は、連邦排出物規制法により、連邦排出物規制第 4 命令に付属の記載書
の第____条、____段で許可されている。

連邦排出物規制法許可による施設番号：_____

担当の事業所代理者番号：____ (廃棄物処理計画または処理廃棄物内容報告の表紙
の番号を用いる。)

1. 3 住所：_____

事業所番号：_____

1. 4 郵便番号：_____ 都市：_____

1. 5 担当者：_____

1. 6 電話番号：_____ ファックス番号：_____

1. 7 証明命令第 11 条により取扱施設は関係当局に提示されているか。いる/いない
「いる」の場合、番号：_____

2 廃棄物の出所 (集積廃棄の場合には記入しないこと)

2 廃棄物の集積される連邦州

2.1 官庁番号：_____

名称：

住所：

郵便番号： _____、 都市： _____

担当者： _____

電話番号： _____ ファックス番号： _____

<B-4 証明手続書：VE 責任表明書-2>

2/2 ページ、書式：責任申告書 (VE)

3 廃棄物の内容：

3. 1 企業内での名称：

廃棄物分類番号 3)： _____、コード番号 4)： _____

(処理廃棄物内容報告ならびに廃棄物処理計画が
ドイツ連邦共和国以外に持ち出される場合)

廃棄物の名称 3)

3. 2

廃棄物は前もって処理されるか：される、されない

3. 3 廃棄物の形状：固形、非常に固い、泥膏状/泥状・糊状、ほこり状、液状

3. 4 におい： _____、色： _____

3. 5 申告用分析の添付（廃棄物処理計画ならびに処理廃棄物内容報告のためのものは異なる）：あり、なし

4 廃棄物の取扱と引渡し

4. 1 廃棄物の量

総括年/第 1 計画年 第 2 計画年 第 3 計画年 第 4 計画年 第 5 計画年

4. 2 廃棄物の引渡しの頻度 5)：1 度、2 度以上

5 責任申告（略式許可の証明のためにのみ記入）

5. 1 我々は、この責任申告書に記載の申告内容に間違いがないことを保証する。我々は、この責任申告書に記載の申告内容に該当する廃棄物の処理のみを行うものとする。

5. 2 場所： _____、日付： _____ 月 _____ 日 _____ 年
処理業者による署名（法的効力のあるもの）： _____

<B-5 証明手続き：DA 表明分析書－1>

1/2 ページ、書式：申告用分析書（DA）

廃棄物処理証明（一括廃棄物処理証明書・SN）のための申告用分析書
 （廃棄物処理業者との合意に基づいて、廃棄物排出業者または集積業者が記入する。）

第1回提出_____

変更/追加_____

番号：_____（申請者は記入しない。）

識別番号：_____

- | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 化学的/物理学的処理 | <input type="checkbox"/> 地表での埋立て | <input type="checkbox"/> その他の処理工程 |
| <input type="checkbox"/> 焼却 | <input type="checkbox"/> 地下へ埋立て | <input type="checkbox"/> 再資源化 |

廃棄物の種類と廃棄方法の観点から必要とされるパラメーターを以下に記載する。
 場合によっては、これらの内容については廃棄物排出業者と廃棄物処理業者との間での取り決めが必要となる。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 砒素 _____mg/l | 21 TOC _____mg/l |
| 2 鉛 _____mg/l | 22 AOX _____mg/l |
| 3 カドニウム _____mg/l | 23 EOX _____mg/l |
| 4 クロム-VL _____mg/l | 24 ペーハー値 _____ |
| 5 銅 _____mg/l | 25 伝導率 _____S/cm |
| 6 ニッケル _____mg/l | 26 難揮発性脂肪物質 _____mg/l |
| 7 水銀 _____mg/l | 27 元の物資のうち |
| 8 亜鉛 _____mg/l | 抽出可能分 _____Gew. |
| 9 弗化物 _____mg/l | 28 抽出可能な脂肪物質 _____Gew.% |
| 10 塩化物 _____mg/l | 29 乾燥した残留物 |
| 11 シアン化物 _____mg/l | 熱の喪失 _____Gew.% |
| (遊離しやすい) | 30 水溶性成分の割合 _____Gew.% |
| 12 アンモニア _____mg/l | 31 水分 _____% |
| 13 硫酸塩 _____mg/l | 32 剪断強度 _____kN/m ² |
| 14 亜硝酸塩 _____mg/l | 33 軸方向のひずみ _____% |
| 15 フェノール _____mg/l | 34 一定の軸方向への圧縮強度 _____kN/m ² |
| 16 弗素 _____Gew.% | 35 融点 _____℃ |
| 17 塩素 _____Gew.% | 36 引火点 _____℃ |
| 18 臭素 _____Gew.% | 37 沸点 _____℃ |
| 19 ヨウ素 _____Gew.% | 38 発熱量 _____kJ/kg |
| 20 硫黄 _____Gew.% | 39 30℃での蒸気圧 _____hPa |

<B-7 証明手続書：AE 引受証明書-1>

1/2 ページ、書式：引受申告書 (AE)

番号：_____

(申請者は記入しない。廃棄物処理計画ならびに処理廃棄物内容報告のある場合、その表紙の番号を使用する。)

識別番号：_____

附記あり：_____

証明のための引受申告書

廃棄物処理計画のための廃棄物処理について

処理廃棄物内容報告のための廃棄物処理について

証明命令第 13 条による許可免除の申請のための廃棄物処理について

(廃棄物処理業者／廃棄物処理計画提出を義務づけられた者／処理廃棄物内容報告提出を義務づけられた者が記載のこと。)

1 廃棄物処理業者について

1. 1 会社名：_____

1. 2 住所：_____

1. 3 郵便番号：_____ 都市名：_____

2 廃棄物処理施設 (計画中の施設についても記載)

2. 1 処理方法 1)：R_____ または D_____

2. 2 リサイクル経済法／連邦廃棄物法第 19 条 1 項 4 番の意味における自主廃棄
_____ (当てはまる場合、自主廃棄についての申告書にも記入のこと)

2. 3 廃棄物処理施設の名称

_____ 処理業者番号：_____

2. 4 住所：

2. 5 国名 2)：_____ 郵便番号：_____ 都市名：_____

2. 6 担当者：_____

2. 7 電話番号：_____ FAX 番号：_____

2. 8 この施設は証明命令第 13 条により許可免除されている。

いる： いない：

「いる」の場合とその番号：_____

2. 9 廃棄物の種類、性質、量の記載と描写は証明命令第 13 条による申請において、担当官庁の裁量により別紙に記載する。

<B-8 証明手続書：AE 引受証明書-2>

2/2 ページ、書式：引受申告書 (AE)

3 廃棄物処理過程 (記入は廃棄物処理計画のための場合のみ。)

処理施設に持ち込まれた廃棄物は：

3. 1 _____パーセント、物質に再資源化
_____パーセント、エネルギーに再資源化
_____パーセント、廃棄
_____パーセント、廃棄・再資源化以外
3. 2 廃棄も再資源化もされない部分は、_____3)による方法で処理される。
3. 3 廃棄物処理計画ならびに内容報告に関する命令の第3条4項による施設のタイプまたは分類 (まだ具体的な施設を挙げることが出来ない場合に記入)

4 引受申告書 (証明のための補償申告書の場合にのみ記入)

4. 1 申告内容に相違ないことを保証する。

この施設は、

責任申告書識別番号_____番から_____番に則って、申告された廃棄物の処理を行うことが許可されている。

我々はまた上記の施設において、廃棄物を規則通りに損害を生じさせることなく再資源化する、または公益を害さないように廃棄することを保証する。

4. 2 場所 _____ 日付 _____ 処理業者による署名 (法的効力のあるもの)

_____ 日 月 年 _____

<B-9 証明手続書：BB 当局の確認書>

官庁による証明

番号：_____

廃棄物処理の許可： (申請者は記入しない。)

証明命令第 13 条による許可免除：

(廃棄物処理施設の担当官庁が記入)

1 廃棄物処理許可証明／証明命令第 13 条による許可免除

1. 1 責任申告書に記載の廃棄物処理業者の許可

識別番号_____番から_____番に記載の廃棄物

引受申告書に記載の廃棄物処理施設は証明を受けている、いない

1. 2 引受申告書において

識別番号：_____番から_____番に記載の廃棄物処理施設はこれをも
って許可を免除される (ただし、第 13 条における許可免除のみ)

_____許可免除は撤回の留保付きで許可される。

1. 3 許可証明／許可免除は以下の補足規定とともに出される。

1. 4 この廃棄物処理許可証明／許可免除の有効期限：_____まで

1. 5 証明が全く許可されない、5 年以内までしか許可されない、撤回の留保付きで許可さ
れる、または補足規定とともに出される場合、その理由。

1. 6 この決定通知には手数料がかかる。別紙の手数料通知が出される。

1. 7 添付の法律的補助指示は手数料通知の一部である。

1. 8 書類整理記号：_____

1. 9 場所：_____、日付：__日__月__年、署名：_____

<B-10 証明手続書：AA 証明改令 11 条に基づく表明書>

書式：表明／申請（AA）

証明命令第 11 条に基づく表明

番号：_____

（申請者は記入しない。）

1 廃棄物排出業者について

1. 1 企業／団体名：

1. 2 住所：

1. 3 郵便番号：_____、都市：_____

1. 4 添付の責任申告書に記載の、

識別番号：_____番から_____番

の、特に監督が必要とされる廃棄物については、証明命令に則った特権的な証明が要求される。

1. 5 我々は、責任申告書に記載の廃棄物については、もっぱら証明命令第 13 条で許可された施設で廃棄処理することを保証する

1. 6 場所：_____ 日付：_____日_____月_____年、署名：_____

証明命令第 13 条に基づく許可免除のための申請書

番号：_____

（申請者は記入しない。）

1 廃棄物処理業者に関する記載

1. 1 企業名：

1. 3 住所：

1. 3 郵便番号：_____、都市：_____

1. 4 証明命令第 5 条の意味において、特に監督が必要とされる廃棄物の引受については事前に廃棄物処理証明書による確認を要するという義務があるが、添付の識別番号：

_____番から_____番の引受申告書に記載の施設についてはその義務が免除される。

我々は、別途の添付書類において、証明命令第 11 条による通知義務を履行した廃棄物処理業者からの廃棄物のみを取扱うことを保証する。

1. 5 場所：_____、日付：_____日_____月_____年、署名：_____

（法的効力のあるもの）

<B-11 証明手続書：附表廃棄物処理証明のための附表>

附票

廃棄物処理証明のための附票

書式①

番号： _____

この文書（白色）は、当局の署名をもって廃棄物排出業者の証明書類のなかに綴じこむこと。

廃棄物の名称

廃棄物分類番号 1)	排出業者番号	排出量（トン単位）
_____	_____	_____
排出業者番号	運搬業者番号	廃棄物処理業者番号
_____	_____	_____
引渡の日時	引受の日時	引受の日時
_____	_____	_____
業者名、所在地	業者名 所在地	業者名、所在地
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
署名 (記載内容の保証)	署名 (規定通りの運搬を行うことに対する証明)	署名 (規定通りの廃棄処理を請負う証明)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

備考欄／引受証番号（集積処理証明を使用する場合）

運搬に関わるその他の業者

--

運搬業者番号（1社目）	運搬業者番号（2社目）	中継保管場所
_____	_____	_____
引受日	引受日	引受日
_____	_____	_____
運搬業者名	運搬業者名	運搬業者名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
署名 (規定通りの搬送に対する保証)	署名 (規定通りの搬送に	引渡日

対する保証) 署名 (規定通りの中継ぎ
保管に対する保証)

<B-12 証明手続書：引受証>

引受証

廃棄物引受の証明書

書式②

番号： _____

この文書（黄色）は、付属の附票と共に、廃棄物運搬業者／廃棄物処業者の証明書類の中に綴じ込むこと。

廃棄物の名称：

廃棄物表記

廃棄物処理証明番号

排出量（トン単位）

搬出業者番号

運搬業者番号

廃棄物処理業者番号

廃棄物搬出業者又は運搬業者名 業者名、所在地
(変更のあった場合)

廃棄物処理業者

署名
(記載内容の保証)

署名
(規定通りの運搬を
行うことに対する署名)

署名
(規定通りの廃棄処理を
請負う証明)

平成13年度 循環型経済構築に係る内外制度及び経済への影響に関する調査 報告書

平成14年3月

発行 / 財団法人 社会経済生産性本部
〒150-8307 東京都渋谷区渋谷3 - 1 - 1
電話 03-3409-1130

本報告書は再生紙を利用しています。

(無断転載を禁じます)